

令和 9 年度

富山県の提案・要望

本県の行政諸施策の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

つきましては、令和9年度予算編成にあたり、別紙提案・要望について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月

富山県知事 新田八朗

富山県議会議長 筱岡貞郎

目 次

1	能登半島地震からの復旧・復興と地域防災力及び 原子力防災対策の強化について……………	1
2	中東情勢の緊迫化に伴う重要物資の安定的な供給確保等 について……………	6
3	地域未来戦略の推進について……………	8
4	人口減少対策の推進について……………	9
5	人材確保・活躍に向けた取組みの推進について……………	10
6	物価高克服に向けた経済の好循環の加速化について……………	12
7	高校教育改革に関するグランドデザインの 実現に向けた取組みの推進について……………	13
8	こどもまんなか社会の実現に向けたこども・子育て政策の 推進について……………	14
9	インフラ老朽化対策の加速化及び持続可能な 行政サービスの確保への支援について……………	16
10	地方分権の実現に向けた安定的な地方税財政制度の確立 について……………	17
11	「連携中枢都市圏」への支援について……………	18
12	中山間地域の活性化について……………	19
13	県民の安全・安心の確保について……………	20
14	外国人との共生社会の形成に向けた支援について……………	21
15	北方領土の早期返還に向けた外交交渉の推進と 次世代後継者の積極的な育成について……………	22
16	子どもたちのウェルビーイングの実現に向けた教育の充実 について……………	23
17	多様な子どもたちの「深い学び」を確かなものにするための 教職員定数改善等について……………	24
18	小中学校等の施設整備の推進について……………	25
19	特別支援教育等と不登校等困難を抱える子どもたちへの 支援の充実について……………	26
20	私立学校の振興について……………	27
21	地方から世界に発信する文化芸術の振興及び文化観光の 推進について……………	28
22	「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録の推進等 について……………	30
23	ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について……………	32
24	「立山砂防」の世界文化遺産登録の推進等について……………	34
25	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の推進 について……………	36
26	障害のある人のニーズに即した福祉施策の充実について……………	37
27	医療提供体制の改革について……………	38
28	医薬品産業の振興について……………	39
29	食料の安定供給と農業の持続的な発展に向けた施策の強化 について……………	40
30	地域計画の実現に向けた担い手確保施策の充実について……………	41

31	地方の実情に即した水田農業政策等の充実について……………	42
32	農林水産物等の輸出促進について……………	43
33	農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等の推進 について……………	44
34	農業農村整備事業の推進について……………	45
35	森林・林業・木材産業の振興について……………	46
36	水産業振興対策の推進について……………	47
37	サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた 支援について……………	48
38	スタートアップの支援について……………	49
39	イノベーションの創出とデジタル・トランスフォーメーション による産業の高度化について……………	50
40	原材料及びエネルギーの安定的な供給確保と 総合的なエネルギー政策の推進について……………	51
41	中堅・中小・小規模企業の活性化の推進について……………	52
42	中心市街地・商店街の活性化や空き家対策による まちづくりの支援について……………	53
43	環日本海・アジア地域・米国等との経済交流及び 物流の活性化について……………	54
44	デザインの振興について……………	55
45	北陸新幹線の整備促進について……………	56
46	富山きとときと空港における航空ネットワークの充実と 冬季就航率の向上について……………	58
47	地域公共交通の維持・活性化について……………	59
48	J R 城端線・氷見線の再構築の推進について……………	60
49	並行在来線を含む地域鉄道等への支援の充実について……………	61
50	都市基盤整備の推進について……………	62
51	地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進について……………	64
52	東海北陸自動車道の全線四車線化について……………	66
53	災害につよく強靱な県土づくりに向けた防災・減災対策の 推進について……………	68
54	利賀ダムの建設促進について……………	70
55	「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化・老朽化対策等 について……………	72
56	日本海側の国際拠点港湾を担う伏木外港の岸壁等整備 について……………	74
57	戦略的な観光地域づくりとインバウンド誘客の推進 について……………	76
58	「立山黒部」の高付加価値化の推進について……………	77
59	カーボンニュートラルの実現に向けた 省エネルギー・再生可能エネルギー対策や 新エネルギー資源開発の推進について……………	78
60	クマ対策の強化など野生鳥獣管理・被害対策の推進 について……………	79
61	環日本海地域の環境保全施策（漂着ごみ、生物多様性等）の 推進について……………	80

1 能登半島地震からの復旧・復興と地域防災力及び原子力防災対策の強化について

(内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

富山県では、令和6年能登半島地震をはじめ、令和5年6月、7月の豪雨など県内各地で深刻な被害が発生している。

特に甚大な被害が発生した能登半島地震からの復旧・復興に向けては、令和6年3月に策定したロードマップに基づき、被災市町村等と連携のもと、スピード感を重視して震災からの復旧・復興に取り組むとともに、今後の地域防災力の向上にも積極的に取り組んでいる。

また、万が一の原子力災害に備え、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく振興計画の策定準備を進めているほか、原発立地県や市町村、関係機関と連携しながら、原子力防災対策の一層の充実・強化に取り組んでいるところである。

今後も、被災者一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援に努めるとともに、これまでの災害の教訓をもとに、自然災害や原子力災害への対策を推進し、災害に強い地域づくりを進めるにあたり、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 能登半島地震からの復旧・復興への対応

(1) くらし・生活の再建への支援

① 被災者の生活再建

- ・被災者生活再建支援制度について、制度の持続可能性や過去の救済措置にも配慮しつつ、被害の特性や物価の状況に応じた支給額の増額や支給対象拡充、県・市町村が独自に行う生活再建支援への財政措置
- ・地域福祉推進支援臨時特例交付金制度について、富山県内の被災世帯への拡充など、居住地に関わらず、福祉ニーズの高い被災者への支援

② 液状化対策への支援

- ・液状化対策工事が長期間に渡ることを踏まえた継続的な財政的支援

- ・地下水位低下工法において、対策の効果継続に必要なとなる管路やポンプなど施設の長寿命化への財政的・技術的支援
- ③ 災害廃棄物処理の推進
 - ・能登半島地震に係る大型案件等の公費解体に必要な予算の確保や、能登半島地震の教訓を踏まえた災害廃棄物対策の拠点となる機関の北陸での設置など、今後の災害廃棄物処理体制の整備のための人的、技術的、財政的支援の充実
- ④ 被災したこどもの心のケア
 - ・児童生徒の心のケアに必要なスクールカウンセラーの追加配置にかかる財政支援、生活環境の改善等のためのスクールソーシャルワーカーの追加配置にかかる財政支援
- (2) 公共インフラの復旧、防災・減災、国土強靱化などに向けた取組みの推進
 - ① 公共土木施設や農林水産業施設、文化財などの早期復旧に向けた財政的・技術的支援
 - ② 災害に強い県土づくりを実現するため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、地方の財政負担率は現行の補正予算を含めた水準を維持しつつ、別枠で必要な予算・財源を当初予算として確保
 - ・流域治水、土砂災害対策、地震・津波対策等の推進
 - ・能登半島の支援など、広域支援ルートとなる能越自動車道や東海北陸自動車道など緊急輸送道路の整備推進
 - ・水道施設の耐震化を加速するため、国庫補助率の引上げ、採択基準の緩和、対象施設の拡大など財政支援の拡充
- (3) 地域産業の再生への支援
 - ① 生業（なりわい）再建
 - ・中小企業等の被害に関し、今後、液状化などの大きな被害への具体的な対策が講じられる場合の復旧・復興ニーズに即した追加支援
 - ・なりわい再建支援事業、伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）について、被災地の復旧の状況を踏まえた支援の継続

- ② 観光産業への支援
 - ・能登半島を周遊する旅行の催行不能に加え、県東部の主要観光要路である黒部峡谷鉄道も被災し全線開通できない状況が続いていることや、能登地域に被災した富山県氷見市も含まれていることを踏まえ、地域資源を活かした観光コンテンツ造成などへの継続的な支援
- (4) 復旧・復興に向けた中期的・継続的な支援
 - 今後、新たに判明する課題を含め、復旧・復興に迅速かつ適切に対応するための特別交付税の十分な確保・配分や新たな交付金の創設など県及び市町村への中期的・継続的な支援

2 自然災害対策の充実と地域防災力の強化

災害対応検証等を踏まえた今後の大規模災害への備え

- ① 木造住宅の耐震化促進予算の確保
- ② 災害に強い公立学校施設の整備の促進
 - ・非構造部材の耐震対策など、学校の防災機能の強化を推進するための財政支援の拡充と十分な当初予算の確保
 - ・体育館等の空調設備やバリアフリー化など、避難所機能を整備するための財政支援の拡充と十分な当初予算の確保
 - ・公立学校施設災害復旧費国庫負担金について、少額な施設等の復旧工事や原状復旧費用、改良復旧費用への対象拡大
- ③ 私立学校の防災機能強化
 - ・体育館等への空調設備整備のための国庫補助の拡充と十分な予算の確保
 - ・耐震補強工事に係る国庫補助の拡充と耐震改築補助の恒久化
 - ・私立学校施設災害復旧事業について、補助率の嵩上げなど財政措置の拡充
- ④ TKBSの整備など避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、住民の防災意識の浸透を図るための「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」の継続などの財政措置も含めた支援の充実・強化

- ⑤ 断層に関する調査研究の推進
 - ・令和6年能登半島地震をはじめとした石川県能登地方を震源とする群発地震が本県に与える影響についての調査研究等の実施
 - ・地震調査研究推進本部による地域評価の早期実施
 - ・地震調査研究推進本部による高岡断層や射水断層などに対する地震規模や発生確率に関する長期評価等の実施
- ⑥ 津波対策の推進
 - ・津波による被害を軽減するための観測体制の強化
 - ・津波の規模等の予測精度の向上などに関する調査研究
 - ・堆積物調査などによる過去の津波調査の実施
 - ・海岸堤防や避難拠点施設などの整備に対する財政支援
- ⑦ 要配慮者の医療や介護に必要な情報を、自治体間で迅速かつ円滑に共有するシステムの整備
- ⑧ 警察の機能強化への支援
 - ・道路交通の混乱防止のための信号機電源付加装置の新設・更新など施設整備への財政措置の拡充
- ⑨ 災害発生時の負傷動物の救護や放浪動物の保護・収容、飼い主からの一時預かり等を行う拠点施設整備・改修に対する支援の拡充
- ⑩ 観測・予測技術を活用した流域一体での洪水予測の高度化や、防災気象情報の予測精度の向上と自治体・住民への分かりやすい情報発信
- ⑪ 消防・防災体制の充実
 - ・消防団設備整備費補助金の予算の確保及び被災地への重点配分など消防団の充実強化、団員確保を図るための財政支援
 - ・消防防災ヘリコプターの2人操縦士体制の運用に係る支援の充実
 - ・感震ブレーカーの設置補助に対する財政支援
 - ・津波避難対策や避難者の把握・管理などの災害対応におけるDXの推進と自治体の防災関係システムの更新、保守・点検などに対する財政支援の充実・強化
- ⑫ 災害救助支援の充実
 - ・災害救助法について、適用にあたっての被災市町村に格差や不均衡が生じない弾力的な運用及び、各種制度の限度額の引上げ

- ・住宅宅地の液状化による地盤被害の特殊性をさらに的確に評価し、住家被害認定調査における判定と認定の基準の見直しを行うなど液状化被害対策の充実

3 原子力防災対策の強化について

(1) 原子力発電所の安全対策の徹底

- ① 福島第一原発事故や令和6年能登半島地震の検証で得られた知見を踏まえ、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原発の安全規制の充実強化に不断に取り組むとともに、電力会社に対する指導・監督を徹底すること
- ② 原発の新規制基準適合性審査や再稼働について、科学的な調査・分析、十分な検証等を行い総合的に判断し、その結果を住民等も理解し納得できるよう丁寧に説明すること
- ③ 原発に対するミサイル攻撃など武力攻撃の抑止や防衛について、国の責任において対応すること

(2) 原子力防災対策の充実

- ① 令和6年能登半島地震の検証などを踏まえ、家屋が倒壊し屋内退避が実施できない事態を想定し、UPZ内の指定避難所や社会福祉施設等において、屋内退避を継続できる環境の整備を推進するための放射線防護対策事業の対象拡大について、財政支援を拡充するなど、原子力防災対策の充実に努めること
- ② 安定ヨウ素剤の服用根拠の明確化や、避難退域時検査の体制整備、広域避難における関係自治体等との調整及び支援体制の構築、UPZ外の必要な防護措置や社会福祉施設等への避難における特例措置の制度化、甲状腺被ばく線量モニタリングに係る具体的な実施体制等の整備のあり方などについて、国で検討を進めるなど、原子力防災に万全の対策を講じること
- ③ 地方公共団体の原子力防災対策経費について、職員の人件費も含めた確実な財政措置や、UPZ内地方公共団体への新たな交付金などの財政支援を講じること

2 中東情勢の緊迫化に伴う重要物資の安定的な供給確保等について

(内閣官房、内閣府、経済産業省、農林水産省、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省)

我が国の原油輸入量の9割以上を占める中東地域的情勢悪化により、原油価格の高騰のほか、ホルムズ海峡の事実上の封鎖による供給不安など、先行きが見通せない状況が続いている。

原油価格の高騰は、県民の生活に大きな影響を及ぼすだけでなく、製造業、医療・介護、建設、運輸・交通、農林水産などの各分野においても、燃料や調達コストの上昇による今後の事業活動への影響が懸念されている。

こうしたなか本県では、中東情勢等に関する危機管理連絡会議の開催や経済団体等との意見交換、県内企業へのアンケート調査の実施など、情報収集・共有に取り組んでおり、今後も必要な支援を機動的に講じていくこととしている。

については、国においても次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 重要物資の安定供給の確保等

- (1) 燃料の供給の偏り是正や流通の円滑化など、物資流通の目詰まりの解消に引き続き取り組むこと
- (2) エネルギー・原材料等の重要物資の安定的な確保・供給に万全を期するとともに、価格高騰の抑制に向けた迅速かつ実効的な支援を強化すること
- (3) 住民や事業者に対して、燃料・石油化学製品等に関する正確な情報を迅速に提供すること
- (4) 特に能登半島地震からの復旧・復興に支障が生じないよう、災害公営住宅の整備をはじめ復旧・復興に係る工事に必要な建設資材等の安定供給に努めること

2 中小・小規模事業者への支援

- (1) 経済情勢を踏まえ、中小・小規模事業者の経営改善や経営基盤の強化に向けた支援を充実すること
- (2) 厳しい状況にある中小・小規模事業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付について、引き続き事業者の実情に応じた要件緩和等を行うこと
- (3) サプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化に向けた取組が後退しないよう、業界毎に必要な要請・指導を行うこと

3 医療等提供体制の確保

- (1) 医療用資材・医薬品の供給状況について、国レベルで実態把握と情報発信を強化するとともに、供給状況や見通しについて医療機関や自治体等と情報共有すること
- (2) 医療用資材の製造・調達コストや燃料費の上昇が医療機関等に過度な負担として転嫁されないよう、必要な支援措置を講じること

4 公共事業を含む国庫補助全般への予算措置

エネルギーや資材価格、労務費等の上昇を踏まえ、補助単価等の実態に即した機動的な見直しや事業量の確保のための必要な予算措置を講じること

3 地域未来戦略の推進について

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

国では、強い経済に力点を置いて、世界をリードする成長分野のクラスター、地域発のクラスターを戦略的に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に推進するため、今夏までに「地域未来戦略」を取りまとめることとしている。

現在、国を中心に戦略産業クラスター計画に向けた検討を進めるとともに、本県においても、地域産業成長プランの策定に取り組んでおり、今後、必要となる基盤整備や人材育成などを積極的に推進していく必要がある。

については、地域未来戦略の推進により、本県経済のさらなる成長を目指すため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域未来交付金について、全体予算額を対前年度以上とし、所要額を十分確保するとともに、地域未来基金の積み増しのための追加的な財政措置の検討を行うこと
- 2 地域ごとの戦略産業クラスターやマテリアル・サーキュラーエコノミー、バイオ・医薬品、半導体・データセンターなど地域の特性を活かした産業クラスターの形成に向けた十分な予算の確保及び実効性のある仕組みづくりを行うこと
 - (1) 必要なインフラ整備や設備投資、人材育成等に対する新たな財政措置
 - (2) 本県の豊富な水量を活かした水力発電など、県内で生み出された再生可能エネルギーを地域のGXや企業誘致、新規事業の創出等につなげるための制度や環境の整備
- 3 コメ・コメ加工品や観光・ウェルネスなど地場産業の付加価値向上や販路開拓、人材育成確保等に対する支援を充実させること

4 人口減少対策の推進について

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁)

富山県では、人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めたうえで、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させていくため、地方創生、少子化対策や転入促進策などに取り組むとともに、「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山」を目指し、関係人口の創出・拡大の取組みを一層進めていくこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域未来交付金について、
 - (1) 全体予算額を対前年度以上とし、所要額を十分確保すること
 - (2) 令和6年能登半島地震による甚大な被害を乗り越えて地方創生の実現を図るため、地域未来推進型の交付限度額の引上げやデジタル実装型における単年度実装必須等の要件緩和など制度の拡充を図ること
- 2 移住・起業支援金など、大都市圏等から地方へ人を呼び込む取組みを引き続き実施し充実させるとともに、ふるさと住民登録制度の活用や二地域居住の推進など、関係人口の創出・拡大に向けた地方の取組みを支援すること
- 3 若い世代の所得向上対策の強化や雇用のセーフティネットの構築のほか、地域少子化対策重点推進交付金の更なる拡充など、結婚から妊娠・出産、子育てまでの一貫した切れ目のない少子化対策の実施に対する支援を充実強化すること
- 4 企業の地方移転を一層促進するため、地方拠点強化税制について企業のインセンティブが高まるよう制度の充実を図ること
- 5 魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進するため、地域の特色・ニーズ等を踏まえた大学改革や財政支援に取り組むとともに、新設大学開設に向けた支援を行うこと
- 6 高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科に係る東京23区内の大学の定員増加抑制規定の例外措置について、時限的な定員増であることが担保されるよう制度の厳格な運用に努めること

5 人材確保・活躍に向けた取組みの推進について

(内閣官房、内閣府、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、こども家庭庁)

労働供給制約が深刻化する中、本県独自の2040年労働需給シミュレーションでも、基幹産業の製造業、生活維持サービスの医療・福祉、建設、運輸・郵便などで大幅な人材不足が予測されており、例えば、医療従事者、介護人材、薬剤師、獣医師、保育士、教員、就農者、建設業従事者、バス・トラック運転手など、県民生活の維持に不可欠なエッセンシャルワーカーをはじめとした人材不足の深刻化が喫緊の課題となっている。

人が自然と集まり、定着し、活躍する好循環「人材確保・活躍の富山モデル」を構築するため、「人材確保」「働き方改革」「人材育成」「省力化・省人化」の柱に沿った取組みに加え、人材活躍を阻む価値観変容など構造的な課題にも官民をあげて取り組む必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 人材確保

- (1) エッセンシャルワーク分野の人材確保に向けた支援を充実させること
- (2) 高齢者・障害者・就職氷河期世代・外国人材等多様な人材の就業支援等の取組みへの支援を引き続き実施し充実させること

2 働き方改革

- (1) 医療、介護、保育、福祉等、公定価格分野の賃上げなどの処遇改善を強力的に推進すること
- (2) 建設分野や物流分野の賃上げなどの処遇改善や労働環境の改善を図るための支援に取り組むこと
- (3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底やキャリアアップ助成金の充実などによる非正規労働者や在職者の処遇改善に向けた取組みへの支援や、長時間労働の是正など働きやすい職場環境づくりに向けた取組みへの支援を充実させること
- (4) フレックスタイム、テレワーク等の柔軟な働き方や育児・介護等との仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組みの推進を図ること

- (5) 女性の活躍推進に向けた取組みを行う中小企業等への支援、職場・地域における性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への気づきに向けた行動を促進するため、地域女性活躍推進交付金等の予算額の確保・拡充を図ること

3 人材育成

- (1) エッセンシャルワーク分野など、人材不足が顕著な分野への人材流動を促すため、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー」の育成に向けた取組みを推進すること
- (2) 人材開発支援助成金等の拡充、民間委託訓練実施経費の増額及び企業と大学等が連携した学び直しの講座への支援など企業のリスキリングや労働者の主体的な能力開発、社会人のリカレント教育への支援を充実させること
- (3) 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するため、地域の実情に応じたキャリア教育への支援を充実させること
- (4) 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）で示された「高等学校教育改革交付金（仮称）」における、地域の実情を踏まえた都道府県の取組みへの支援を充実させること

4 省力化・省人化

- (1) 中小企業等におけるDX、省力化・省人化投資を推進すること
- (2) 介護や農林水産、建設などエッセンシャルワーク分野を中心に、ロボットやAI、ICT技術等を活用した省力化、省人化を強力に推し進めること
- (3) 物流ネットワークの自動化・省力化等徹底的な物流効率化を図ること

5 人材活躍を阻む価値観変容等中長期の取組み

- (1) ホワイトカラー偏重の職業観を乗り越え、エッセンシャルワーカーとして働きがいを持って活躍できるように、社会全体の意識醸成に取り組むこと
- (2) 商慣行の見直しや荷主の行動変容等物流全体の最適化に取り組むこと

6 物価高克服に向けた経済の好循環の加速化について

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、こども家庭庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

物価高や深刻な人手不足など、中小・小規模事業者が直面する厳しい事業環境を乗り越えるためには、生産性向上を起点に、持続的な賃上げを実現し、経済の好循環を加速させることが極めて重要である。

その実現に向け、本県では、昨年11月に「富山県経済の好循環加速化パッケージ」を取りまとめ、事業者の実情に即した支援を強力に推進している。

については、本県経済の好循環を一段と加速させるため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 IoT、AI等を活用したDXの推進や省エネ等への設備投資、労働者のリスキング等による生産性向上への支援
- 2 サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を進めるための機運醸成や取引適正化の推進、地方自治体による取組みの支援と連携強化
- 3 非正規を含めた労働者全体の賃金水準の向上や地域における人材確保のための最低賃金の地域間格差の是正
- 4 物流事業者の賃上げ原資の確保や物流の生産性向上を図るための支援の充実
- 5 医療機関、介護施設、保育施設及び障害福祉施設等が物価高騰下においても、安心・安全で質の高い医療・福祉サービスを提供できるよう、光熱費及び食材料費等の高騰分や従事者の処遇改善に対する十分な財政支援の実施
- 6 持続可能な農林水産業の実現に向けた、人材の確保・育成や生産性向上等の取組みへの支援の充実
- 7 公共事業を含む国庫補助全般について、エネルギーや資材価格、労務費等の上昇を踏まえた、補助単価等の実態に即した機動的な見直しや事業量の確保のための予算措置
- 8 電気やガス（特別高圧電力やLPガス等も含む）、燃料油などの価格の安定に向けた全国一律の対策の機動的な実施
- 9 燃油価格の高騰により、経営状況への影響の拡大が懸念される交通事業者に対する財政支援の継続・拡充

7 高校教育改革に関するグランドデザインの 実現に向けた取組みの推進について

(文部科学省、総務省)

本県では、社会の変化や教育ニーズの多様化等に対応した県立高校のあり方について、令和3年度から県民の様々なご意見をお聞きしながら議論を重ねてきたところであり、「新時代に適応し、未来を拓く人材の育成」を基本目標とする「新時代とやまハイスクール構想」実施方針を本年1月に取りまとめた。構想においては、これまでの教育実績を踏まえつつ、基本目標の実現に向けて今後必要と考えられる教育内容を組み合わせた大・中・小規模の新時代ハイスクールを、令和20年度を目途に段階的に県内バランスよく配置することにより、生徒に多様な選択肢を提供することとしている。

一方、国では、本年2月に「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を公表し、高校生の学びをより豊かにするため、都道府県における地域の実情に応じた創意工夫ある取組みの充実を図ることとし、国として強力に後押しすることとされた。これに関連し、グランドデザインの公表に先立ち、産業イノベーション人材育成など、公立高校における喫緊の課題に取り組むため、令和7年度補正予算に約3,000億円が計上されたほか、令和8年度に各都道府県で策定する高等学校等教育改革実行計画の着実な実現に向け新たな交付金を令和9年度に創設することとされている。こうした動きは、本県の構想と軌を一にしており、今後、足並みを揃えて高校教育改革を推進していく必要がある。

については、次の事項について、格段の配慮を願いたい。

- 1 令和9年度の「高等学校教育改革交付金（仮称）」の創設にあたり、
 - (1) 国の責任において恒久的な財源を確保すること
 - (2) 令和8年度に策定する「高等学校教育改革実行計画」に基づき、地域の実情に応じた取組みを推進できるようにすること
 - (3) 「高等学校等教育改革促進事業費補助金」により整備する拠点施設の運営や機能維持等に要する経費や、地域連携を推進するコーディネーターなどの外部人材活用に係る人件費等を交付金の補助対象とすること
- 2 公立高校において充実した教育が提供できるよう、施設・設備の老朽化対策や空調設備整備への財政支援措置を更に拡充すること
- 3 国の高校教育改革の推進にあたっては、学校で新たな取組みを担う教職員の定数措置及び財政支援措置を更に拡充すること

8 こどもまんなか社会の実現に向けた こども・子育て政策の推進について

(総務省、厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁)

こども・子育て政策は、国と地方が車の両輪となって強力に推進していくべき最重要課題であり、富山県では、「富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例」を制定するとともに、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援や困難な環境にあるこどもへの支援等の強化に取り組んでいる。

については、国においては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 こども・子育て支援施策は全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで、効果的なものとなることから、
 - (1) 財政力によって、こども・子育て支援施策に地域間格差が生じないように、包括的な仕組みづくりなどは全国一律で実施すること
 - (2) こども・子育て加速化プランの施策や今後拡充された場合の施策の実施にあたり、地方負担についての地方財政計画への確実な反映
 - (3) 地方がその実情に応じた独自の政策を実施するための地方財政措置の拡充
- 2 ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化のため、新たに開始された子ども・子育て支援金制度等の活用も視野に入れつつ、
 - (1) 0歳から2歳児の保育料無償化の対象拡大
 - (2) 全国一律のこども医療費助成制度の創設
 - (3) 不妊治療の保険適用範囲の拡大、不妊・不育症治療の独自支援を行う地方自治体への財政的支援
 - (4) 経済状況にかかわらず希望する教育を受けられるよう、教育費等の負担軽減や教育環境の整備に対する支援の充実
 - (5) 小学校給食費の負担軽減における、国による恒久的な財源確保、給食の質の確保はもとより、市町村等が取り組む地産地消などの取組や物価上昇の状況などを踏まえた基準額の設定

- (6) 国による恒久的な財政措置を前提とする中学校給食費の負担軽減の早期実現
- 3 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充のため、
- (1) 新生児マススクリーニング拡大検査の継続的な実施と地方への財政措置の拡充
 - (2) 保育所等の安定的な運営に資するよう、1歳児の配置基準の改善や、保育士等へのさらなる処遇改善等の公定価格への反映、人材確保への支援拡充、医療的ケア児や障害児等、多様な保育への支援拡充などの保育環境の充実強化
 - (3) 放課後児童クラブや一時預かり、病児・病後児保育等の安定的な運営や人材確保のための補助制度の拡充に加え、特に小規模放課後児童クラブへの手厚い支援を行うなど、地域子ども・子育て支援事業の充実強化
 - (4) 児童相談所や児童心理治療施設の運営体制の充実、職員の処遇改善など機能強化に必要な財政支援の充実強化
 - (5) 里親委託や、児童養護施設等の多機能化・小規模化などの取組みに対する支援の充実強化
 - (6) こどもの居場所づくりや、困難な状況にあるこどもへの取組みに対する支援の充実強化
 - (7) フリースクール等に通う家庭の施設利用料等の負担軽減や規模・運営状況等を踏まえた施設への支援など財政措置の充実、学校や教育委員会とフリースクール等との連携を強化する支援の充実、フリースクール等を取り巻く環境変化を把握するための全国的な実態調査の実施
- 4 発達障害児への支援の充実のため、児童発達支援センターが障害保健福祉圏域の児童発達支援を提供する拠点施設としてその機能と役割を果たせるよう、財政支援などの充実強化
- 5 こどもの視点や子育て当事者の視点に立った施策の推進のため、こどもや子育て当事者の意見聴取、施策への反映、フィードバックに対する取組み、さらには権利の侵害案件が発生した際の救済措置の体制整備等を推進するための技術的助言や財政措置など、総合的な支援の充実強化

9 インフラ老朽化対策の加速化及び持続可能な行政サービスの確保への支援について

(内閣府、内閣官房、国土交通省、経済産業省、総務省、デジタル庁)

本県を含む全国の地方公共団体においては、高度成長期を中心に整備したインフラの老朽化が進行し、物価高や賃金水準の上昇による事業費の増高などから、その維持管理、計画的な改築・更新に課題が顕在化しており、「第1次国土強靱化実施中期計画」の着実な実施はもとより、必要かつ十分な予算の確保が不可欠である。

他方、人口減少が急速に進み人的・財政的な資源に限られるなか、自治体DXの加速等も踏まえた持続可能で質の高い行政サービスの提供体制づくりが喫緊の課題であり、本県においては、令和7年度より「未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会」を設置し議論している。特に「公共・公用施設」については、利用ニーズの減少を見据え、広域的・分野横断的な視野から規模や配置等を最適化する必要がある、県や市町村などの連携やPPP/PFI等により実効性向上が重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 インフラ老朽化対策の加速化への支援
 - (1) 各長寿命化計画に基づき実施する点検・診断、修繕・更新及び集約化に必要な一連の財政支援と予算の十分な確保
 - (2) 上下水道や工業用水道の耐震化及び大きな財政負担を伴う浄水場や下水処理場施設の更新を含む老朽化対策に必要な予算の確保
- 2 持続可能なインフラマネジメントに向けた支援
 - (1) 点検・調査の頻度や内容など、地域の実情を踏まえた「メリハリ」のあるマネジメントの実現及び計画的な集約・再編などインフラ再構築を促進する仕組みの構築
 - (2) 地域インフラ群再生戦略マネジメントへの技術的支援の充実
- 3 施設の最適配置への支援
「公用施設」の最適配置に集中的に取り組むための、交付税措置のある地方債の創設など財政支援の充実
- 4 行政のDX・生産性向上
 - (1) マイナンバーカードの利活用拡大に対する技術的・財政的支援の継続と、メリットや安全性についての広報の強化
 - (2) 国が進める基幹系業務システムの標準化については、運用経費の増嵩を踏まえ、令和7年度補正予算で創設された地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金等、国が責任をもって適切な財政措置を継続するとともに、影響を受ける関連システムの改修等についての技術的・財政的な支援

10 地方分権の実現に向けた安定的な地方税財政制度の確立について

(総務省、財務省、文部科学省)

社会保障関係費の増加に加え、賃上げや物価、金利の上昇等による財政需要の増加も見込まれる中、社会経済情勢の変化に対応するため、地方に求められる役割も増大している。地方分権を実現するため、地方に関係する重要施策は、丁寧な説明・協議を行うなど、信頼関係を構築しながら、その基盤となる安定的な地方税財政制度を確立することが不可欠であり、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 人口減少対策をはじめ、地域経済の活性化、こども政策、防災・減災対策、人材力強化など地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること
- 2 地方交付税の総額を拡充するとともに、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。臨時財政対策債については、廃止や地方交付税の法定率の引上げも含めた抜本的な見直しを図るべきであり、発行額の縮減・抑制に努めるとともに償還財源を確実に確保すること
- 3 公用施設や公共施設の老朽化対策をはじめとした適正管理を引き続き推進できるよう、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長と対象の拡充など地方財政措置を拡充すること
- 4 いわゆる教育の無償化に関する都道府県負担に係る地方財政措置については、国の責任において恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること
- 5 食料品の消費税率や個人住民税の基礎控除額等について見直しが行われる場合の財政影響分については、地方の担う行政サービスに支障を来さないよう、国の責任において代替財源を適切に確保すること
- 6 軽油引取税及び地方揮発油税の当分の間税率廃止に伴う地方の減収に対しては、恒久財源を適切に確保すること
- 7 地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置等を含め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け検討すること
- 8 自動車関係諸税の総合的な見直しにあたっては、環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分への手当を含め、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に議論を進め、自動車税における月割課税・還付の廃止など、さらなる制度の簡素化についても検討すること
- 9 法人事業税について、収入金額課税を堅持すること

11 「連携中枢都市圏」への支援について

(総務省)

本県では、平成28年10月に、高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市において「とやま呉西圏域連携中枢都市圏」が、平成30年1月に、富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町において「富山広域連携中枢都市圏」が形成され、産業、医療、福祉、教育、公共交通など様々な分野で連携事業に取り組んでいる。

「とやま呉西圏域連携中枢都市圏」については、令和8年度から、本年2月に策定した第3期都市圏ビジョンに掲げる各種連携事業に取り組むところである。

また、県としても、連携中枢都市圏をはじめ、市町村の連携事業について財政的に支援する制度を設けている。

については、連携中枢都市圏の取組みに対する財政措置の安定的な確保及び充実について格段の配慮を願いたい。

12 中山間地域の活性化について

(内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省)

山村・過疎・半島地域等を含めた中山間地域（以下「中山間地域」）は、県土の保全や水源の涵養などの多面的機能を有する本県ひいては我が国の貴重な財産である。一方で、少子・高齢化や都市部近郊への人口流出、産業の衰退による地域社会の活力低下、農林業の担い手不足による耕作放棄地の増加、さらには、買い物や交通といった生活機能の低下など、集落の維持が深刻な状況に直面している。

また、地理的要因から風水害や土砂災害、地震・津波等の災害時には、道路等の交通網の寸断による集落の孤立等が懸念される。

このため、県では「中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」に基づき、第2期中山間地域創生総合戦略を策定し、総合的な対策に取り組むこととしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 中山間地域において、道路等の整備や老朽化対策、生活物資や移動手段の確保、医療・福祉、防災、除雪等を通じて住民の安全・安心な暮らしが維持されるよう、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額の確保や対象事業の拡充など、県や市町村等が行う各種施策に対して、十分な財政措置を講じること
- 2 中山間地域のコミュニティの維持・活性化に向け、住民主体での地域の未来像を話し合う取組みとともに、集落支援員の設置・活動支援や地域おこし協力隊など地域づくりを支える多様な人材の確保・育成に対する財政措置について、賃金水準の引上げに伴う人件費上昇・物価高騰を踏まえ、一層の充実を図ること
- 3 中山間地域等直接支払における体制強化を図る取組を推進するための予算の確保と十分な配分及び鳥獣被害対策に係る労務も加味するなどの条件不利の実態に配慮した支援の拡大を講じること
- 4 中山間地域の優れた地域資源を活用した、地域の収益力向上や関係人口拡大・深化に資する施策に対する財政措置を充実させること

13 県民の安全・安心の確保について

(内閣府、警察庁、文部科学省)

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数及び交通事故発生件数が増加に転じ、匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺の被害が急増するなど極めて憂慮すべき状況にあり、警察事象の複雑・多様化、広域化、スピード化等に対処するためには、警察活動の高度化・合理化・効率化による機能強化を図る必要がある。

また、本県では、安全で円滑な道路交通環境を確保するため、老朽化した交通安全施設の計画的な更新を進めているところ、全国的に園児や小学生が被害に遭う痛ましい交通事故が発生しており、通学路等の安全対策に向け、交通安全施設の高度化更新、安全教育促進施策等の重要性が増している。

加えて、富山県犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関等との連携の下、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、令和8年4月には「犯罪被害者等支援多機関ワンストップサービス」をスタートしたが、中でも性犯罪・性暴力被害者等に対する支援を重点的に行っているところである。

については、県民の安全・安心の確保を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 警察活動の機能強化

(1) 再編整備への財政支援の拡充

- ① 警察署の再編整備に係る財政支援の拡充
 - ② 近年の建設機材や人件費等の高騰に対応するため、施設整備費補助金新営単価の増額及び予算額の確保
- #### (2) 地域警察活動の充実強化を図るため、ドローン及び移動交番車両の増強配備

(3) 事件の早期解決に資する資機材整備への財政支援

- ① 高度なAIを活用した防犯カメラ画像解析システム
- ② 車両捜査支援システム

(4) 防犯カメラの設置促進等による防犯対策の強化

地域の安全・安心の確保の上で大変有効な防犯カメラの設置促進とネットワーク化による犯罪抑止の高度化へ向けた支援

2 通学路等における子供の安全確保のための取組み

(1) 通学路等における歩行者の安全確保のため、信号制御機の更新、信号灯器のLED化など交通安全施設の高度化更新に係る予算額の確保

(2) 学校や通学路における子供の安全確保のため、安全教育を促進する施策の充実及び財政支援の拡充

3 性犯罪被害者等への支援の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの安定的な運営や、機能の強化、未然防止の取組みのための十分な財源の確保及び財政支援の拡充

14 外国人との共生社会の形成に向けた支援について

(内閣官房、法務省、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

本県においては、人口減少・少子高齢化を背景に労働力不足が深刻化するなか、外国人住民数が増加しており、人口減少社会への適応など持続可能な地域づくりに向け、多文化共生に関する新たな条例及びプランの制定に向けた検討を進めている。国や市町村等と連携・協働して、国籍や民族等にかかわらず、誰もが安心して暮らし活躍できる多文化共生の地域づくりを一層推進するため、次の事項について、国の責任において取り組まれるよう格段の配慮を願いたい。

1 住民の安心のための施策の推進

- (1) 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」等で示されている多文化共生施策が、国において責任をもって統一的で着実に実行されるとともに、地方自治体に影響を及ぼす施策については、地方の意見を適切に反映しながら検討・実施すること
- (2) 特に、外国人に対する日本語や日本の制度・ルール等の学習プログラムの創設にあたっては、地方の意見や地域の実情を十分に踏まえるとともに、地方自治体と連携して取り組むこと

2 多文化共生の地域づくりの推進

- (1) 外国人に対する情報提供や相談対応、日本語教育など、多文化共生の地域づくりに必要な予算を十分に確保するとともに、地方自治体が計画的かつ総合的に取り組むことができるよう、地方交付税も含め財政措置を充実すること
- (2) 外国人児童生徒に対する日本語指導のための定数措置及び母語に対応できる相談員等の配置のための財政支援措置を拡充すること

3 外国人材の活躍支援

- (1) 外国人材の受入れや定着に向けて、地方自治体が行う外国人材と企業等とのマッチング支援、地方の企業等が行う日本語能力の向上や職場環境整備、地域との調和を図る取組みに対して支援を行うこと
- (2) 外国人留学生や高度外国人材等海外の優秀な人材が就学・就業先として地方を選択し、定着するよう、就労や生活に係る環境の確保を図ること
- (3) 育成就労制度の運用にあたっては、地方の労働需給の状況や、地方自治体、地方の事業者団体、中小事業者等の意向を踏まえるとともに、事業者団体等への制度の周知や運用状況の共有を図ること

15 北方領土の早期返還に向けた外交交渉の推進と次世代後継者の積極的な育成について

(内閣府、外務省、文部科学省)

北方領土は、私たちの祖先が切り拓いた我が国固有の領土であり、日口両国間の真の友好関係を樹立するためにも早期に解決しなければならない極めて重要な課題である。

とりわけ本県は、歯舞群島等での昆布漁の漁場開発に取り組んだことから、北方四島からの引揚者が北海道に次いで多く、その早期返還は県民の悲願である。しかし、戦後80年が経過してもなお解決に至っておらず、最近の外交交渉においても、残念ながら、具体的な進展は見られない。

元島民の高齢化が進むなかで、本県では令和2年9月に元島民の方々の念願であった「富山県北方領土史料室」を開設したほか、昨年には「北方住宅」に関する史料を整備するなど、次の時代を担う後継者の育成を図るとともに、史料の散逸防止や元島民の証言等の伝承に努めている。

ロシアによるウクライナ侵略の影響で、領土交渉の今後の展望は大変厳しい状況であるが、領土問題の解決には、国民世論の結集や国民同士の対話と交流の積み重ねが重要であることから、国におかれては、早期返還に向けて、粘り強く交渉を続けられるとともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 早期返還に向けた毅然とした外交の推進と返還要求運動の更なる充実並びに国民世論・国際世論の高揚を図るための啓発等の強化
- 2 北方領土教育の一層の充実や青少年交流の拡大など次世代後継者の積極的な育成
- 3 北方墓参をはじめとした国の四島交流等事業の一日も早い再開

16 子どもたちのウェルビーイングの実現に向けた教育の充実について

(文部科学省、総務省)

本県では、本年3月に新しい教育大綱と教育振興基本計画を一体的に策定し、「生涯にわたる学びを通して、県民一人ひとりのウェルビーイングを高める」ことを目指し、取組みを進めているところである。

また、国の第4期教育振興基本計画では、総括的な基本方針として「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられている。

については、子どもたちのウェルビーイングの向上、誰一人取り残されない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた教育環境の整備・充実を図るため、次の事項について格段の配意を願いたい。

- 1 多様な子どもたちの「深い学び」を確かなものにするため、教職員定数の改善を図ること
- 2 子どもと向き合う時間の一層の確保に向け、学校における働き方改革を図ること
 - (1) 担い手確保や資質向上のための教員養成の改善充実
 - (2) 教育職員の勤務実態を踏まえた給与の改善及び必要な財政措置の確実な実施
 - (3) スクール・サポート・スタッフ配置のための財政支援措置の更なる拡充
 - (4) 部活動指導員配置のための財政支援措置の更なる拡充
 - (5) 部活動の地域展開に向けた継続的な財政支援
- 3 個別最適な学びと、協働的な学びを支えるため、ICT環境の充実を図ること
 - (1) 教材及び指導方法の開発・提供や、CBTシステムの学習コンテンツ拡充など、教員のICT活用指導力や情報教育指導力の向上及び個に応じた学びの充実のための支援
 - (2) ICT支援員の配置やICT環境整備に係る県及び市町村への財政措置の継続・拡充
 - (3) 初等中等教育段階の公立学校での1人1台端末の整備費用への財政支援の拡充
- 4 夜間中学について、設置準備から設置後の運営に至るまでの財政支援を継続・拡充するとともに、多様な生徒にきめ細かく対応できるよう教職員定数などの支援策の充実を図ること

17 多様な子どもたちの「深い学び」を確かなものにするための教職員定数改善等について

(文部科学省、総務省)

国は、小学校の教科担任制推進教員の配置の増員、中学校の学級編制標準を令和8年度より年次進行で35人とすることを決定したが、学校教育を取り巻く複雑化・多様化する課題に的確に対応するには、引き続き、少人数教育や小学校における教科担任制等の指導体制の充実が図られるよう教職員定数の拡充が必要となっている。

特に、外国人児童生徒も増加傾向にある中、相談員等を含めた人的支援の充実が必要である。また、教育環境の急激な変化に対応できるよう、初任者の指導力向上が急務となっている。さらに、地域の実情に応じた特色ある高校の再構築と教育活動の展開などのために、充実した教員配置が求められている。

また、本県では、発達段階に応じた切れ目のないキャリア教育に取り組んでいるところであり、キャリア教育における指導力の向上が求められている。

については、多様な子どもたちの「深い学び」を確かなものにするため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 少人数教育等を確実に推進するため、新たな「定数改善計画」の実施にあたっては、加配定数を維持しつつ、基礎定数の改善を図ること
- 2 多様な教育ニーズに対応するための教職員配置等を充実すること
 - (1) 少人数指導など指導方法の改善のための定数措置
 - (2) 小学校における教科担任制の実施に向けた定数措置
 - (3) 外国人児童生徒に対する日本語指導のための定数措置及び母語に対応できる相談員等の配置のための財政支援措置の拡充
 - (4) 統合校及び義務教育学校の運営安定化のための経過的な定数措置
 - (5) 高校教育改革推進のための教職員の定数措置及び財政支援措置の拡充
 - (6) 学習指導員等をはじめとする学校における支援スタッフ配置のための財政支援措置の拡充
 - (7) 学校司書配置のための財政支援措置の拡充等
 - (8) 地方の実情に応じ、初任者4人につき1人の初任者研修指導教員配置となる定数措置
 - (9) 分校への配置も含め、地域の実情に応じた養護教諭の定数措置
- 3 キャリア教育の充実のため、政府関係機関の研修機能の一部移転として、独立行政法人教職員支援機構による「キャリア教育指導者養成研修」の本県での開催を継続すること

18 小中学校等の施設整備の推進について

(文部科学省)

小中学校をはじめ公立学校施設については、老朽化が急速に進んでおり、安全面での不安を抱えた施設や、機能面で不十分な施設が多くある。これに加え、学校再編や防犯対策、避難所としても利用される体育館等への空調設備の整備促進など、実情に応じた様々な施設整備が必要である。

このため、本県では、老朽化した学校施設の計画的改善を進め、安全・安心かつ快適な教育環境の確保を図るとともに、避難所としての機能強化のための公立学校施設整備に積極的に取り組んでいるところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

老朽化対策や学校再編、防犯対策、高等学校も含めた体育館等への空調設備整備の推進など、公立学校施設整備を円滑かつ計画的に実施するため、予算の確保及び財政支援の拡充を図ること

19 特別支援教育等と不登校等困難を抱える子どもたちへの支援の充実について

(文部科学省、総務省)

インクルーシブ教育システムの構築に向け、本県では、令和4年3月に富山県特別支援学校将来構想を策定して、施策の強化を図っているところである。特別な教育的ニーズのある児童生徒に対しては、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備とともに、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上が必要である。

また、いじめ、不登校などは依然として深刻な状況にあることから、学校現場からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置拡充が求められるとともに、多様な子どもの学びの場や居場所の確保のための支援体制の構築が必要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援学級の学級編制の標準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善を行うこと
- 2 インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組みの推進の観点から、特別支援教育を一層充実すること
 - (1) 特別支援教育支援員の配置に係る財政支援の拡充
 - (2) 教員の専門性を高めるための特別支援学校教諭免許状の保有率向上策の拡充及び教員研修に対する支援の拡充
 - (3) 高等学校を含む公立学校のバリアフリー化等の合理的配慮に対する財政支援の更なる充実
 - (4) 医療的ケア児の学校での教育活動を保障するため、医療的ケア看護職員配置及び通学等に関する財政支援の拡充
- 3 いじめ、不登校等の諸課題の解消、予防を図るため、生徒指導に伴う定数措置の拡充及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに係る財政支援を拡充すること
- 4 多様な子どもの学びの場や居場所となる校内教育支援センターへの財政支援の拡充を図ること
- 5 フリースクール等に通う家庭の施設利用料等の負担軽減、施設の規模、運営状況及び地方自治体の支援状況を踏まえた財政措置及び学校や教育委員会とフリースクール等との連携に対する支援を充実すること

20 私立学校の振興について

(文部科学省)

近年における少子化の影響等により、私立学校をめぐる経営環境は大変厳しい状況にある。また、生徒や園児の安全確保を図るための学校施設の耐震化や、専門学校における職業教育への更なる支援等が求められているところである。

については、私立学校の教育水準の維持向上と保護者負担の軽減及び私立学校経営の健全化を促進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 私立学校の耐震補強工事について、公立小中学校と同様の国庫補助率へ引き上げるとともに、 I_s 値0.3以上の建物について、 I_s 値0.3未満と同様の国庫補助率へ引き上げること。また、耐震改築補助制度については、時限措置を撤廃し、恒久的な制度化を図ること
- 2 高等学校等就学支援金制度及び高校生等・新修学支援に係る令和9年度以降の地方負担分については、国において恒久的な財源を確保すること。また、授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金については、全額国庫負担により実施するとともに、支援の拡充を図ること
- 3 私立高等学校等経常費助成費については、少子化による生徒数の減を踏まえ、生徒等1人あたり単価の一層の増額を図ること。また、外国人入学生受入れのための環境整備や教育相談体制の整備など特別補助については、国庫補助単価の引き上げ及び対象事業の拡大により、拡充強化を図ること
- 4 ICT教育環境における公私間格差が生じないように、ICT教育設備整備推進事業を始めとする私立高等学校等のICT環境の整備に対する補助制度の充実を図ること
- 5 地元産業を支える職業教育機関である専門学校が安定的な教育活動を行えるよう、その運営に必要な経費に対する新たな補助制度の創設を図ること

21 地方から世界に発信する文化芸術の振興及び文化観光の推進について

(文部科学省、国土交通省)

特色ある日本文化を世界に発信するには、地方の質の高い文化芸術の創造と発信が重要であり、また、地域の文化資源等の活用は「地方創生」につながることから、こうした取組みに対する支援が必要である。

富山県利賀芸術公園では、劇団SCOT（主宰：鈴木忠志氏）による「SCOTサマー・シーズン」や令和元年に開催した「第9回シアター・オリムピックス」等を通じ、世界の演劇人による創造の場、次代の芸術家を育成する場として、アジアを代表する舞台芸術の拠点の形成に取り組んでいる。

また、本県には、世界遺産の五箇山合掌集落や国宝の瑞龍寺・勝興寺をはじめとする多彩な有形無形文化財や個性的な美術館・博物館など、様々な文化資源が県全域にあることから、文化観光の取組みを通じ、文化資源の更なる磨上げとともに、観光振興・地域活性化を図っていくこととしている。

特に、立山エリアにおいては、令和5年度に「立山博物館を中核とした文化観光拠点計画」が文化観光推進法による認定を受け、計画に掲げた取組みを順次進めている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 これまでの世界各国との交流や人材育成の成果を活用し、利賀をアジアを代表する舞台芸術拠点として発展させるための、世界最高水準の舞台芸術の創造活動や、地域の文化拠点である劇場・音楽堂等への支援の強化
- 2 県内各地域の様々な文化資源を活かした文化観光の推進への支援
- 3 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業費の十分な確保と拠点計画に掲げた取組みへの支援

22 「近世高岡の文化遺産群」の世界文化遺産登録の推進等について

(文部科学省)

本県から世界文化遺産候補として提案した「近世高岡の文化遺産群」は、平成20年、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」と位置づけられた。この文化遺産群は、江戸時代の都市を形成した資産が創建当初の姿で残され、さらに城下町から商工業都市へ発展する過程を示す資産が良好に存在する極めて貴重で魅力的な遺産群である。

こうした資産は近年、金屋町や吉久地区の国重要伝統的建造物群保存地区選定、高岡城跡の国史跡指定、高岡の町民文化や北前船寄港地の日本遺産認定、高岡御車山祭のユネスコ無形文化遺産登録、菅笠の伝統的工芸品指定と相次いで高い評価をいただき、令和4年12月には勝興寺が本県及び高岡市2件目の国宝に指定された。

そうした中、金屋町や吉久の町並み整備、高岡城跡の多言語解説整備、旧高岡共立銀行の保存活用計画の作成、勝興寺の宝物展の開催など、まさに構成資産のさらなる磨き上げにふさわしい様々な取組みが進められてきたが、能登半島地震ではこうした貴重な文化遺産が被災し、国の支援を受けて早期の復旧を進めているところである。さらに、国宝「瑞龍寺」では、大規模災害に備え、仏殿や法堂などの耐震化を図るなど、防災対策の強化に取り組んでいる。

こうした貴重な文化遺産群を万全に保護するとともに一層の磨きをかけ、その魅力を積極的に発信する取組みは、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものであり、ついでには、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「近世高岡の文化遺産群」の世界遺産暫定一覧表への記載
- 2 能登半島地震で被災した山町筋・金屋町・吉久や加賀藩主前田家墓所の文化遺産の早期の復旧への支援
- 3 国宝「瑞龍寺」の耐震化及び「勝興寺」の公開活用への支援
- 4 旧高岡共立銀行の耐震化・美装化及び国指定・選定文化財である高岡城跡、山町筋・金屋町・吉久などの保護への支援
- 5 日本遺産に認定された高岡への支援
- 6 菅田の重要文化的景観の選定に向けた取組みへの指導・助言

○ 勝興寺（国宝）



○ 金屋町（重要伝統的建造物群）



○ 山町筋・旧高岡共立銀行



○ 吉久地区



○ 瑞龍寺（国宝）



23 ユネスコ無形文化遺産等の魅力発信への支援について

(文部科学省)

平成28年11月、本県の国指定重要無形民俗文化財「高岡御車山祭」、「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」を含む「山・鉦・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産へ登録され、令和8年には登録10周年を迎える。さらに令和7年12月に、国指定重要無形民俗文化財「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」がユネスコ無形文化遺産の「山・鉦・屋台行事」に追加登録されたところである。いずれも本県が世界に誇る曳山行事であり、これまで国の支援を受けながら、県・市・保存団体等が協力して保存・継承に努めてきた。

また、県内各地に国指定の有無を問わず本県の歴史と文化を解明する上で重要な地域固有の伝統行事が伝承されているが、少子化による担い手不足やコロナ禍による行事の中断、さらには能登半島地震の影響などにより存続が危ぶまれている。こうした中、国においては、地域の伝統行事等を継承する取組みを支援する制度が設けられ、地域固有の伝統行事の保存・継承に大きく寄与している。

については、ユネスコ無形文化遺産に登録されている行事をはじめとした本県固有の文化遺産の保存と情報発信等の取組みへの支援について、格段の配慮を願いたい。

- 1 ユネスコ無形文化遺産「高岡御車山祭」、「魚津のタテモン行事」、「城端神明宮祭の曳山行事」、「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」をはじめとした国指定文化財への保存修理や後継者育成、情報発信への支援継続
- 2 地域固有の伝統行事の伝承基盤整備への支援継続



高岡御車山祭

〔 400年にわたり受け継がれて
きた絢爛豪華な祭り 〕



魚津のタテモン行事

〔 三角形のタテモンを曳き回す
航海安全・大漁祈願の祭り 〕



城端神明宮祭の曳山行事

〔 神輿に鉾・曳山・庵屋台を伴う
地域色豊かな祭り 〕



放生津八幡宮祭の曳山・築山行事

〔 曳山と築山という形態の異
なる2つの「山」行事が一
体となって伝承 〕

24 「立山砂防」の世界文化遺産登録の推進等について

(文部科学省、国土交通省、環境省)

本県から世界文化遺産候補として提案した「立山・黒部」は、平成20年、「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」と位置づけられた。

この審議結果を踏まえて、「立山砂防」を中心とした資産の保護や価値の向上に取り組み、平成29年11月には、泥谷堰堤、白岩堰堤、本宮堰堤が「常願寺川砂防施設」として重要文化財に指定された。

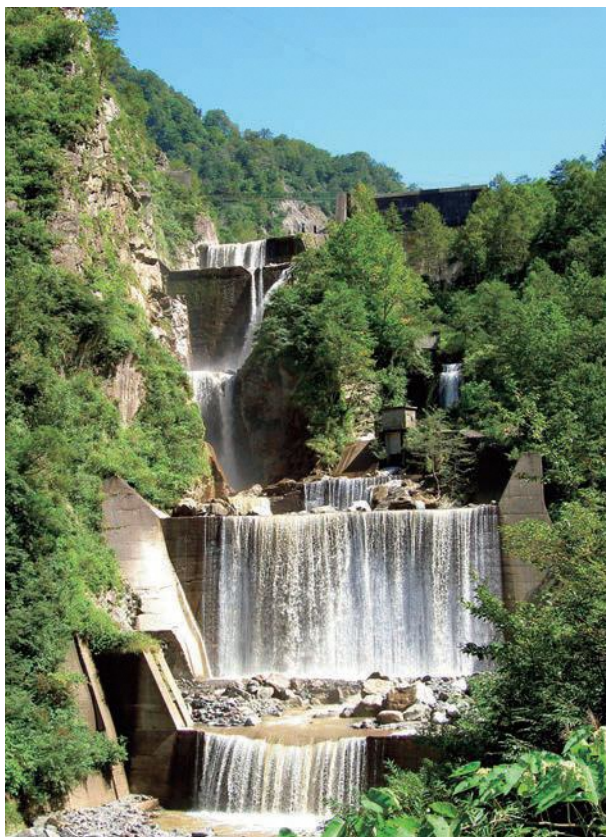
「立山砂防」は、災害の多いわが国にあって、世界に類を見ない過酷な自然環境の中で人々の暮らしを守り続けてきた、災害に対する人間の独創的な対応力、回復力を示す防災遺産であり、人類全体の貴重な文化資産としての価値を有している。これまで、国際シンポジウムの開催や国際学会での発表等を通して、技術的な観点から国際的な価値の検証、整理を進め、平成30年10月の国際防災学会インタープリメント2018では、立山砂防が人類共通の遺産として共有すべき顕著な普遍的価値を有しているとする「富山宣言」が採択されるなど、高い評価をいただいた。

令和8年には、立山砂防は直轄100年・県営120年の節目を迎え、国際的な評価をより確かなものとし、国内外の理解・関心を高めるため、立山砂防の技術的価値や世界の近代史における意義を客観的に実証する総合的な調査研究とともに、一層の情報発信にも取り組むこととしている。

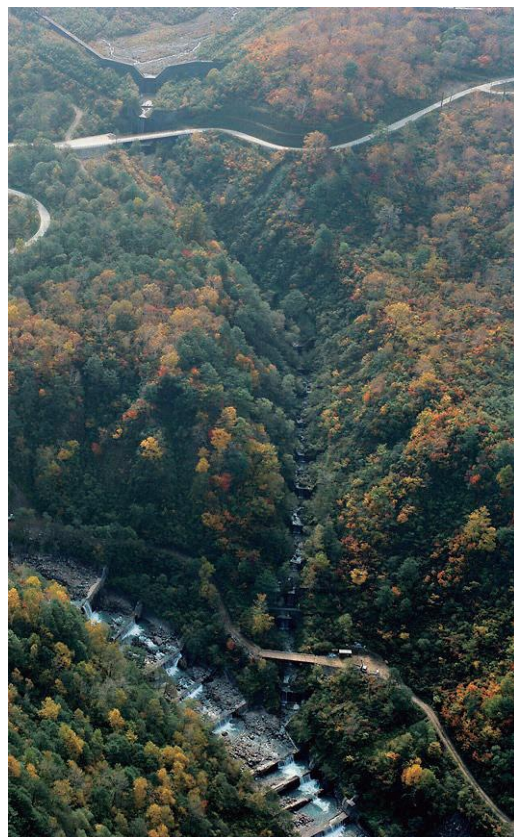
立山砂防は、これまでに事例のない防災をコンセプトとした世界に誇る文化遺産であり、この登録に向けた取り組みは、防災意識の高揚、啓発のみならず、ふるさと富山への誇りや愛着の醸成及び魅力ある地域づくりの推進に大きく寄与するものである。ついては、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「立山砂防」の世界遺産暫定一覧表への記載
- 2 「常願寺川砂防施設」の保存・活用の推進
- 3 立山砂防の歴史的・文化的価値の実証と立山カルデラ現地視察など啓発活動に対する支援
- 4 日本ジオパーク「立山黒部」内の中部山岳国立公園の整備の推進

○ 常願寺川砂防施設（国指定重要文化財）



白岩堰堤



泥谷堰堤



本宮堰堤

25 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の推進について

(厚生労働省、法務省、国土交通省)

地域共生社会を実現するためには、複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズへの対応や、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加等を見据えた包括的な支援体制づくりを構築し、維持し続けていくことが重要であり、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させていく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 市町村が、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため重層的支援体制整備事業等の安定的かつ十分な財源の確保
- 2 退院支援から看取りまで医療ニーズの高い利用者のケアを実施する訪問看護の重要性に鑑み、安定的・継続的にサービスを提供できるよう、訪問看護体制の強化に向けた支援
- 3 介護事業所が、社会環境が大きく変化する中においても安定的・継続的にサービスを提供できるよう、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に介護報酬をスライドさせるなど、介護事業所の経営実態を踏まえた適切な報酬設定
- 4 介護人材の確保・定着
 - (1) 全産業平均との給与格差解消に向けた介護事業所で働くあらゆる従事者の更なる処遇改善
 - (2) 介護テクノロジーの導入など職場環境の改善や経営の効率化を図る施策の推進
 - (3) 若者や親世代の介護への理解促進とイメージアップを図る施策の推進及び介護福祉士等修学資金の貸付期間（2年）に応じた安定的かつ十分な財源の確保
- 5 更生保護地域寄り添い支援事業の県内での拠点整備及び地域再犯防止推進交付金の継続的な予算確保と柔軟な運用
- 6 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に定める基本的施策をはじめ、地域の実情に応じた認知症施策を総合的に推進するため、地域支援事業の対象事業の拡大や認知症施策等総合支援事業等の拡充など安定的かつ十分な財源の確保
- 7 賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する居住支援法人の安定的な運営費の確保に向けた支援の充実

26 障害のある人のニーズに即した福祉施策の充実について

(厚生労働省、こども家庭庁)

障害のある人のニーズに対応した、より適切で安定した福祉サービスを提供するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域生活支援事業等に係る補助金については、各地方公共団体が障害のある人のニーズにきめ細かく対応することができるよう、所要総額を十分確保すること
- 2 障害のある人が住み慣れた地域で共に暮らせるよう、
 - (1) 地域のニーズに即した施設整備計画を着実に推進していきけるよう、施設整備補助金の所要総額を確保すること
 - (2) 在宅の重度障害者等に対する医療的ケアに係る医療機器や工賃向上に資する機器など、障害に応じたサービス提供に必要な備品や設備の購入費用に対する支援をすること
- 3 重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること
- 4 一人ひとりの特性に応じたサービス提供を確保するため、
 - (1) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員の研修講師などとして運営に職員を参画させる事業者の負担軽減を図ること
 - (2) 生活介護等の生活支援員、共同生活援助の世話人その他従事者の資質向上を図る研修制度を創設すること
- 5 発達障害児者が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、国において専門医の養成に取り組むとともに、支援者の育成や関係機関の連携を推進する施策に対して必要な予算を確保、拡充すること
- 6 障害福祉サービス事業所が安定的・継続的にサービスを提供できるよう、従事者の更なる処遇改善や対象職種の拡充を図るほか、事業所の経営実態を踏まえた適切な報酬を設定すること
- 7 急激な物価高騰や人件費上昇などの厳しい経営環境にある就労継続支援事業所が、事業の継続や収益の確保が困難とならないよう、適切なサービス報酬の設定により、経営の安定化や利用者の賃金・工賃の向上を図ること

27 医療提供体制の改革について

(厚生労働省)

人口減少が進む中、医療需要の変化に柔軟かつ迅速に対応できる持続可能な医療提供体制を構築するとともに、救命救急センターや周産期母子医療センター運営事業など、命を守る質の高い医療を提供するために、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域の実情を踏まえて地域医療構想の取組を進めるため、地域医療介護総合確保基金については、在宅医療の推進（事業区分Ⅱ）、医療従事者の確保（事業区分Ⅳ）及び勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（事業区分Ⅵ）において、必要額に応じた配分とするとともに、区分間の流用を可能とすること
- 2 経済合理性・効率性だけでは対応できない政策医療を担う公立・公的病院を中心とした医療機関が安定した経営を行えるよう、医療提供体制推進事業費補助金について所要総額を十分確保するとともに、物価や賃金の急激な上昇に際しては、診療報酬の適時適切な見直しを行うなど、経営支援に資する対策を迅速に講じること
- 3 医療施設等設備整備費補助金については、新興感染症等発生時における院内リスクの回避、中山間地やへき地での医療に取り組む医療機関の設備整備に対する支援について、所要総額を十分確保すること
- 4 医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として増員された医学部臨時定員枠の見直しにあたっては、医師の働き方改革の影響など地域の実情を十分に考慮するとともに、医師修学資金貸与事業に関する地域医療介護総合確保基金の柔軟な運用など都道府県への支援を充実すること
- 5 地域における医療・介護サービスの充実を図るため、看護職員の量の確保はもとより、専門性の高い看護師の養成・確保に対する支援を行うこと
- 6 新型コロナについて、ワクチン定期接種の費用負担軽減、予防接種健康被害救済制度の請求者に対する丁寧な説明、罹患後症状の調査実施・知見の周知を行うこと
- 7 新たな感染症への備えとして、設備整備、医療従事者等の研修、医療資材の備蓄に対し継続的な財政支援を行うこと

28 医薬品産業の振興について

(厚生労働省)

富山県の医薬品産業は高い製造技術を有し、富山県は国内トップクラスの製造拠点となっている。

度重なる薬価の改定、資材・原料価格の高騰、医薬品の安定供給の確保、バイオ製品など医薬品のトレンドの変化、連続生産など革新的な製造技術の導入など、医薬品産業を取り巻く環境が大きく変化するなか、本県では産学官が連携して取り組む「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムによるプロジェクト等各種施策に取り組んでいる。

本県の医薬品産業が更に発展し、日本の成長を牽引していくため、次の事項について各段の配慮をお願いしたい。

- 1 製薬企業が取り組む医薬品の研究開発、革新的製造技術の導入、国産化・安定供給確保に資する設備投資、バイオ医薬品等の製造に関する人材育成などへの支援と、それらを後押しする薬事・薬価等の制度改革や産業政策の推進
- 2 富山県と連携協定を締結している各国立研究開発法人等（成育医療研究センター、医薬基盤・健康・栄養研究所及び国立医薬品食品衛生研究所）と、富山県薬事総合研究開発センターが行う各研究開発等への支援
- 3 製薬企業の国際展開を促進するため、アジア諸国等との薬事規制調和の推進と、医薬品医療機器総合機構（PMDA）北陸支部を活用した海外の薬事行政官への研修等の実施拡充
- 4 製薬企業の製造管理・品質管理技術の向上や適切な運用を図るため、製薬企業を対象とした講習会の実施や、都道府県を対象とした立入検査等に関する研修会の開催
- 5 地域医療だけでなく製薬企業や行政でも必要とされる薬剤師の確保のため、首都圏等と地方の地域偏在解消に向けた施策の推進と確保基金の柔軟な運用など都道府県への支援の充実

29 食料の安定供給と農業の持続的な発展に向けた施策の強化について

(農林水産省)

本県では、生産力向上と持続性の両立を図りつつ、「稼げる」農業を実現していくため、スマート農業の推進や担い手の経営基盤の強化、有機農業などの環境負荷低減の推進、合理的な価格形成に向けた消費者への理解醸成や学校給食における県産食材の活用促進などに取り組んでいるところであり、中東情勢の緊迫化に伴う燃油や農業資材等の価格高騰や安定供給対策が喫緊の課題となる中、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 スマート農業の普及に向けて、水田に適した園芸作物用機械の技術開発の促進に加え、機械等導入、人材育成のための予算の確保
- 2 みどりの食料システム戦略の実現に向けた、イノベーション等による持続的生産体制の構築と支援の充実・強化を図ること
 - (1) みどりの食料システム戦略推進交付金や、「みどり認定者」の取組みを支援する事業の継続的な予算の確保に加え、次世代有機農業に関する技術の早期確立
 - (2) プラスチックフリー肥料の国研究機関及び肥料メーカーでの開発の加速化
- 3 地球温暖化が進む中、農作物の安定的な品質・収量の確保や家畜のストレス低減に向け、高温耐性品種の育成や高温対策技術の開発の促進並びに新たな品種や技術の普及に対する支援の充実
- 4 燃油、肥料などの生産資材、飼料等の価格高騰の状況に応じた農業経営への影響緩和対策やそれらの安定的な確保・供給に万全を期すとともに、価格補てん対策の運用改善及び合理的な価格形成に向けた国民の理解醸成を図ること
- 5 地産地消や食育の推進に向けて、地方が行う学校給食への地場産食材や有機農産物の活用などの取組みへの支援

30 地域計画の実現に向けた担い手確保施策の 充実について

(農林水産省)

本県では、農業従事者の高齢化が全国を上回るペースで進み、経営体数の大幅な減少が見込まれる中、地域計画のブラッシュアップと実現による地域農業の維持・発展を目指すため、意欲ある担い手の確保と経営力強化等に取り組んでおり、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 地域計画のブラッシュアップと実現に向けた担い手と新規就農者に対する支援の充実を図ること
 - (1) 担い手の農地引受力の拡大や、集落営農の合併・広域連携を支援する事業の支援メニューの拡充及び予算の確保と十分な配分
 - (2) 担い手の経営継承や新規就農、企業参入・連携の相談対応等を行う農業経営・就農サポート推進事業の予算の確保と十分な配分
 - (3) 地域計画の実現に向け、新たな担い手を確保するために必要な農地のデジタル地図化や耕作放棄地等の調査に取り組む自治体への支援の実施
 - (4) 新規就農者を確保するため、新規就農者育成総合対策の対象年齢の引上げなど支援の拡充及び必要な予算の確保
 - (5) 女性の活躍推進に向け、働きやすい環境整備事業の取組主体の要件緩和
 - (6) 農業教育機関の機能拡充に伴う継続的な事業実施のための予算の確保と十分な配分
 - (7) 農地貸借手続きなど業務量の増加に対応するため、農地中間管理機構事業の国の補助率の維持と十分な予算の確保
- 2 農業に興味を持つ多様な人材の確保・育成に向け、スポットワークの活用などに必要な予算を確保すること
- 3 農福連携を推進するため、専門人材の育成や活動を支援するとともに、障害者等が働きやすい環境の整備に向けた十分な予算を確保すること

31 地方の実情に即した水田農業政策等の充実について

(農林水産省)

水田農業が主体の本県において、需要に応じた米生産と大豆や高収益作物等を組み合わせた水田のフル活用などによる農業所得の確保に向け、県独自の施策も併せて行いながら、積極的に取り組んでいるところであり、意欲ある農業者が、希望を持って安心して農業に取り組めるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 人口減少が進む中、米・米粉の需要拡大対策の強化や、米の需給と価格の安定に向けた精度の高い需給見通しを提示するとともに、食料安全保障の観点から適正水準での備蓄米運用を図ること
- 2 新たな水田政策については、地域の実情を踏まえ、水田に対する支援水準を維持し、継続的な産地づくりのための支援制度とするとともに、十分な周知期間を確保するなど新制度への円滑な対応に配慮すること
また、新たな支援制度の実施にあたり、農業再生協議会が業務を的確に遂行するための人材確保や管理システム運営等の必要経費について十分な支援を行うこと
- 3 農業構造転換集中対策を着実に実施するため、共同利用施設の再編集約・合理化等を図るための予算を確保・配分するとともに、引き続き資材価格高騰等に伴う補助上限額の引上げを行うこと
- 4 畜産の経営基盤強化に向けた支援の充実を図ること
 - (1) 畜産クラスター事業の十分な予算の確保
 - (2) 家畜伝染病による被害防止対策の一層の強化及び消費・安全対策交付金等の十分な予算の確保
 - (3) 食肉センターの施設整備等に対する財政支援の拡充
 - (4) 地域の獣医療提供体制の充実強化を図るため、遠隔診療や獣医学生の修学金制度等に対する十分な予算の確保
- 5 民間育成品種も含め、原種の供給や生産物審査などの優良な種子生産に果たす都道府県の役割を担保するため、地方交付税の増額など財源措置の拡充を図ること
また、優良種子の確保・供給を図るため、品質基準の高位平準化のための全国的な仕組みを構築すること

32 農林水産物等の輸出促進について

(農林水産省)

国では、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を掲げ、食料・農業・農村基本計画で需要拡大と供給力向上を車の両輪として輸出拡大を加速化することとされている。

本県としても、令和4年3月に策定した「とやま輸出ジャンプアップ計画」に基づき、意欲のある生産者・事業者の販路拡大を支援するとともに、他県等と連携して輸出拡大に取り組むこととしている。については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 本県の輸出品目を代表する米や干柿等の産地が取り組む生産体制の整備や販路開拓への支援
- 2 地域輸出商社を中心とした地域の実情に応じた多品目・小ロットの農林水産物・食品をまとめて輸出する取組みへの支援
- 3 国が設立したコメの輸出拡大プロジェクトの目標達成に向けての道筋の早期提示と施策の推進
- 4 中国向けコメ輸出の条件となる施設指定に係る調査への切れ目ない支援と指定施設等（精米工場・くん蒸倉庫）の拡大
- 5 国際競争力の強化や、SDGsに貢献する国際水準GAPの認証取得及び更新に対する支援の充実強化
- 6 他県や県内市町村と連携した輸出拡大の取組みへの支援や、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策の推進

33 農山村地域等の振興対策、鳥獣被害防止対策等の推進について

(農林水産省)

国土や自然環境の保全等の多面的な役割を担う農山村地域において、高齢化・人口減少による集落機能の低下やイノシシ、ニホンザル等による鳥獣被害など、様々な課題が顕在化していることから、本県では、日本型直接支払制度などを活用し、農業生産活動をはじめ、農業用水路等の維持・保全、鳥獣被害対策の強化のほか、農村関係人口の拡大・深化に向けて、地域外の人材や企業等の参画による農村コミュニティの維持・強化、食や歴史など地域資源の発掘による農山村地域の収益力向上・都市農村交流への支援等に積極的に取り組んでいるところである。

については、農山村地域等の振興に向け、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 日本型直接支払制度の充実
 - (1) 中山間地域等直接支払における体制強化を図る取組みを推進するための予算の確保と十分な配分及び鳥獣被害対策に係る労務も加味するなどの条件不利の実態に配慮した支援の拡大
 - (2) 長寿命化対策や、水路の江ざらいや草刈りなどの農地維持活動等の将来的な継続に向け、組織と企業・団体等が連携する活動への支援を含む多面的機能支払交付金の予算の確保と十分な配分
 - (3) 防災・減災地域共同活動支払交付金の継続的な予算化及び適債事業化の検討
- 2 農山漁村振興交付金の予算の確保と十分な配分等
 - (1) 集落機能の強化を図る農村RMOの形成に向けた支援及び地域に寄り添った伴走支援に係る予算の確保と十分な配分及び支援の充実
 - (2) 地域資源活用価値創出整備事業の施設整備に係る補助上限の引き上げや農泊を推進するための予算の確保と十分な配分及び制度融資の構築
 - (3) 中山間地域での企業との連携など地域と企業・団体をマッチングする支援体制の構築
- 3 鳥獣被害防止総合対策交付金の効果的な活用に向け、引き続きの予算確保と十分な配分及び高騰する資材価格を踏まえた鳥獣侵入防止柵等の補助上限の引き上げ

34 農業農村整備事業の推進について

(農林水産省)

農業農村整備事業は、食料安全保障の確保、農業・農村の多面的機能の発揮や農村の振興など国民のいのちや暮らしを支える公共性・公益性の高い事業であり、農業の成長産業化及び国土強靱化を実現するうえで重要な役割を担っており、土地改良区の女性理事登用など運営基盤の強化を図りつつ、その推進が求められている。

については、国において策定された食料・農業・農村基本計画や土地改良長期計画に基づいた「農業構造転換集中対策」及び「国土強靱化対策」の推進に向けて、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 農業農村整備事業の推進と予算の確保
農地の大区画やスマート農業の実装を可能とする基盤整備や激甚化・頻発化する自然災害に備えた農業農村整備事業の着実な推進と地方の実情に十分配慮した予算の確保
- 2 農業の成長産業化に向けた農地整備の推進
 - (1) 国営農地再編整備事業「水橋地区」における一層の推進
 - (2) 県営農地整備事業の着実な推進に係る支援及び地方財政の実情を踏まえた「農業構造転換集中対策事業債」の充実
 - (3) 農地耕作条件改善事業における農業構造転換特別対策と同等の支援や地域の実態に応じた助成期間の延長
 - (4) 中山間地域等におけるきめ細やかな基盤整備への支援拡充
- 3 防災・減災対策、農業水利施設等の保全管理の推進
 - (1) 国営かんがい排水事業「氷見地区」の早期の事業着工
 - (2) 県営事業による農業水利施設等の整備・保全、防災減災対策の着実な推進に係る支援
 - (3) 条件不利地域の山腹水路など水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）に対する国庫補助の嵩上げ支援
 - (4) ダム等国有財産の老朽化対策等を実施する県営事業への地方財政措置の拡充
- 4 土地改良施設の持続的な管理体制への支援
 - (1) 持続的な土地改良施設の保全管理に向けた「水土里ビジョン」策定に向けた支援
 - (2) 濁水対策や突発事故など緊急時における早期の機能確保に係る機動的な対応に向けて平時からの災害に対応する技術力向上のための支援

35 森林・林業・木材産業の振興について

(農林水産省、総務省)

本県では、災害に強い山づくりを進めるとともに、主伐を中心とした森林資源の循環利用を加速化することにより、林業・木材産業の成長産業化を一層推進し、2050年ネット・ゼロや花粉症対策への貢献と豊かな森に育まれる県民のウェルビーイング向上について積極的に取り組むことにしている。

については、本県の森林・林業・木材産業の更なる振興を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 森林吸収源対策、健全な森林の育成・保全を確実に実施するために必要な予算・財源の安定的な措置と、「第1次国土強靱化実施中期計画」の推進に必要な予算を確保すること
 - (1) 森林環境保全直接支援事業の予算の確保
 - (2) 林道整備事業や農山漁村地域整備交付金等の林道関係予算の確保及び林道事業における地域未来交付金の活用促進
 - (3) 復旧治山事業や地すべり防止事業等の治山関係予算の確保
- 2 主伐による森林循環の加速化と持続可能な森づくり
 - (1) 県産材生産や路網整備、先進的な林業機械の導入、木材加工流通施設整備など、総合的な取組みに必要な予算の確保
 - (2) 多様な担い手の確保・育成のため、新規就業者等への研修や外国人材の受入れ、労働安全対策、スマート林業の推進などへの支援の充実
 - (3) 建築物におけるウッド・チェンジ促進のため、木造の割合が低い民間建築物等において木材が使いやすくなる支援制度の拡充
 - (4) 森林の循環利用を進めるため、木質バイオマス発電施設が森林内に放置されている未利用材を安定的に調達できる支援制度の創設
 - (5) 県の森林整備法人支援に対する地方財政措置の拡充及び更新伐に伴う土地所有者の確認や現地調査等、分収林の適切な管理に対する支援の継続

36 水産業振興対策の推進について

(農林水産省)

本県における水産業の振興、発展のため、持続可能な漁業の一層の推進、漁業生産基盤の整備と良好な漁場の維持、漁業経営基盤の強化等を図る必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 TAC（漁獲可能量）管理による資源管理の実施にあたり、定置漁業をはじめとする沿岸漁業の実態を踏まえた運用を図ること
 - (1) スルメイカやブリの定置網漁業の実態を踏まえた運用
 - (2) 太平洋クロマグロの日本の漁獲枠の更なる増枠に向けた交渉の継続
- 2 水産資源の持続的利用のための対策の推進
 - (1) 定置漁業者とまき網漁業者とのブリ資源の利用に関する調整を図るための協議組織の国主導による運営と指導
 - (2) ブリやスルメイカなどの広域回遊魚について漁獲変動に対応した総合的な水産資源調査研究の推進
 - (3) 栽培漁業及び養殖業の振興に向けた増養殖施設の整備や種苗生産研究に対する支援並びに、教育の場等にも資する稚魚放流への支援の継続
- 3 水産業の生産性向上のため、ICT等を活用した「スマート水産業」の取組みへの支援の継続
- 4 漁業経営の安定化や漁業経営基盤の強化に向けた対策の推進
 - (1) 漁業経営セーフティーネット構築事業における予算の確保及び沖合漁業等の操業実態や漁獲状況に応じた支援の拡充
 - (2) 漁業者が安心して資源管理に取り組める支援の拡充及び漁業経営安定化のための漁業共済掛金の負担軽減
- 5 新規就業者等への体系的な研修実施体制の整備等、多様な担い手の確保・育成に対する支援の継続
- 6 水産基盤の整備や漁港海岸施設の整備を確実に実施するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」の推進に必要な予算の確保

37 サークュラーエコノミー(循環経済)への移行に向けた支援について

(経済産業省、環境省、農林水産省、消費者庁)

資源調達リスクや環境制約の高まりなど、本県産業を取り巻く環境は大きく変化している。産業競争力強化並びに経済安全保障確保の観点から、サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行により、本県経済の持続的成長を推進していく必要がある。

本県では、これまで基幹産業であるアルミにおいて「とやまアルミコンソーシアム」を組織し、産学官が一体となってリサイクル技術の高度化に取り組んできた。また、令和7年に「富山県サーキュラーエコノミー推進ロードマップ」を策定し、サーキュラーエコノミー先進県として一層の推進に取り組んでいる。

今後、地域における再生可能資源の徹底活用に向けた課題解決、製造業(動脈)と資源循環産業(静脈)を繋ぐネットワーク形成や拠点構築をはじめ、一般消費者・事業者等の行動・ライフスタイルの転換により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速化するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 本県の基幹産業であるアルミなどの材料や製品について、製造から回収・再生に至る動脈・静脈産業、異業種とのマッチングや技術開発、人材育成など地方独自の取組みへの支援の充実
- 2 再生資源供給サプライチェーンの強靱化に向け、先進的な資源循環技術の開発や高品質な再生材供給のための設備整備、拠点構築の推進
- 3 「再資源化事業等高度化法」に基づく認定制度の円滑な運用や活用促進のほか、資源循環に資する取組みに対する税制優遇措置や財政支援などの支援策の充実
- 4 海外への資源流出を抑制し良好な生活環境を維持するため、不適正ヤードへの対策の強化による健全な資源循環の確立。あわせて、規制強化に伴う地方自治体の事務負担軽減への十分な配慮
- 5 資源循環を支える地方自治体のプラスチック一括回収等の取組みに伴う事務負担の軽減のほか、3Rを推進するための廃棄物処理施設の整備に対する財政支援
- 6 資源循環に資する製品やサービス等の選択・提供、食品ロスの削減など、消費者・事業者の行動・ライフスタイルの転換を促す国民運動や普及啓発の推進

38 スタートアップの支援について

(内閣府、経済産業省、文部科学省)

少子高齢化・人口減少や円安基調などで厳しい経済情勢にある今こそ、次の時代の成長の種をまき、新しく力強くワクワクする稼げる産業や雇用が生まれるよう取組みを進めることが重要である。

本県では、県内のスタートアップ・エコシステムの構築に向けて、まずはロールモデルとなる成功事例の創出に取り組むこととしている。

については、次の事項について、引き続き格段のご配慮を願いたい。

- 1 本県が強みを持つ医薬品や健康、美食などのヘルスケア分野におけるヘルスケアベンチャーの発掘・誘致等を促進するため、県内事業者とのマッチングや専門人材とのネットワークづくりなど地方の取組みに対する支援の強化
- 2 全国や世界に遍在しているロールモデルとメンターを全国規模でプール化し、そうした人材と地方公共団体とをつなぐ仕組みの構築
- 3 若者への起業家教育や国を挙げての起業の推進により、起業を身近なものと捉え、失敗を受け入れる風土の醸成
- 4 広域的なスタートアップ・エコシステム形成を一層推進するための、スタートアップ・エコシステム拠点都市の実情に即した取組みへの支援

39 イノベーションの創出とデジタル・トランスフォーメーションによる産業の高度化について

(内閣官房、文部科学省、経済産業省、総務省)

日本海側屈指の工業集積を誇る本県は、国内での需要減少や国際競争の激化による産業構造の変化の中で、県内産業が持続的に対応・成長していくことが求められる。

このため、本県では、今後大きな成長が見込まれる産業分野におけるイノベーションの創出、I o TやA Iの活用等によるデジタル・トランスフォーメーション(D X)を通じた生産性向上の促進、公設試験研究機関における先端設備の整備など、産業の高度化に取り組んでいる。

今後、人口減少・少子高齢化、労働力不足、カーボンニュートラル等の社会的課題を克服しつつ、我が国の将来と地域の発展に欠かさない地方発イノベーションを加速するため、多様な産業の集積やものづくり技術など、地域が有する強みや特色を活かした、産学官連携による革新的な研究開発の推進や、地域産業におけるデジタル技術の着実な普及が重要である。さらに、このような先端技術を活用できる高度技術人材等の育成・確保、活躍の促進などに取り組む必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 研究段階から製品化・事業化の取組みへの支援制度の拡充
 - (1) アルミ等のサーキュラーエコノミーの推進や、バイオ・医薬分野への参入を企図するものづくり企業が行う研究開発や事業化、人材育成に係る研究員やコーディネータ等の人件費、活動費および設備投資等への支援
 - (2) 成長型中小企業等研究開発支援事業など研究開発・事業化に係る支援の充実や安定的かつ継続的な実施、自己負担の軽減及び手続きの簡素化などの支援内容の充実
- 2 グリーンやモビリティ、デジタル技術基盤、医薬・バイオ・ヘルスケア等の成長産業分野への参入や事業転換の促進、オープンイノベーションなどによる研究開発・事業化に対する支援の充実
- 3 I o T・A Iをはじめとするデジタル技術の有効活用による県内産業のD Xに向け、産学官連携による人材育成や普及啓発など、地域の実情を踏まえた取組みに対する支援の継続及び充実
- 4 産学官連携を推進する公設試験研究機関等における、県内産業の高度化に貢献する先端設備の導入・更新への支援

40 原材料及びエネルギーの安定的な供給確保と総合的なエネルギー政策の推進について

(経済産業省、環境省、国土交通省)

自然災害の発生や中東情勢の緊迫化など国際情勢の変化により、サプライチェーンの脆弱性や供給途絶リスクが顕在化するとともに、DXやGXの進展に伴う電力需要増加や、2040年を見据えた火力発電による発電比率の引下げに伴う猛暑期や厳寒期の電力需要の逼迫に加え、エネルギー価格高騰の長期化等、国民生活や産業への影響が懸念されている。

今後、我が国が更なる経済成長を実現するとともに、国民生活の安定を図るうえで、原材料や製品・部素材の円滑な供給の確保、必要な電力量の確保、電気・ガス、燃料油などのエネルギー価格の安定が必要である。

また、安全の確保を最優先に、成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案し、バランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進が不可欠となっている。

本県では、包蔵水力が全国2位と高いポテンシャルを活かした小水力発電の導入支援など、地域資源の活用による再生可能エネルギーの導入促進を図っており、こうした取組みを今後さらに加速化、強化していく必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 重要物資やエネルギーの安定的な確保・供給に万全を期すとともに、地域内調達促進など、サプライチェーンの強靱化への支援の充実
- 2 我が国における企業活動や国民生活に支障が生じないよう必要な電力の安定供給とエネルギー価格高騰対策の推進
- 3 安全の確保を最優先に、成長戦略や地球温暖化防止対策、国民負担等を勘案したバランスのとれた総合的なエネルギー政策の推進
- 4 地域課題の解決やエネルギーの地産地消にも資する分散型エネルギーシステム構築への支援

41 中堅・中小・小規模企業の活性化の推進について

(経済産業省、厚生労働省、中小企業基盤整備機構)

物価高や深刻な人手不足など、中小・小規模事業者は厳しい事業環境に直面している。さらに、令和6年能登半島地震からの復旧復興を進めながら、世界的な経済・金融環境の変化に適応するため競争力や供給体制の強化が急務となっている。このような中、本県経済を成長発展させるには、適切な価格転嫁の実現によるサプライチェーン全体での付加価値の分配のほか、DXやGX等への積極的な投資や、生産性向上、省力化等の取組みを強力に進める必要がある。

また、経営者の高齢化に伴う円滑な世代交代・事業承継に向けた積極的な支援や、円滑な資金供給の推進、企業間の不公正な取引の是正等取引の適正化などに取り組む必要がある。

さらに、「中堅企業成長ビジョン」に基づき、成長を目指す中堅企業に対する支援の一層強化が求められている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 中小・小規模企業の経営改善・事業再生支援、事業承継支援の強化、無利子・無担保融資の返済支援を含む資金繰り支援の継続・強化、労務費を含めた適切な価格転嫁の監視等の取引適正化の推進
- 2 IoT、AI等を活用したDX、省人化・省力化投資の推進、労働者のリスクリング等による生産性の向上や人手不足対応への支援の強化、カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギーの転換等の普及のための施策の充実と予算の確保
- 3 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業、事業環境変化対応型支援事業、小規模事業者対策推進等事業、小規模事業者持続的発展支援事業及び地方公共団体による小規模事業者支援推進事業等の充実と継続
- 4 中堅企業支援策の充実や成長を後押しする支援体制の構築
- 5 インボイス制度の円滑な実施に向けての必要な支援の継続
- 6 農商工連携の推進や地域資源活用における支援の充実と継続
- 7 伝統的工芸品に関わる人材育成や技術の継承、海外展開に至る一気通貫型の支援措置の充実
- 8 BCP・事業継続力強化計画や経営革新計画の導入及び策定企業に対する支援措置の継続
- 9 高度化資金における償還猶予の弾力化
- 10 中小企業大学校北陸ブロック校の開設中止に伴う県内中小企業等への研修受講機会の充実及び旧建設候補地の有効活用に関する支援

42 中心市街地・商店街の活性化や空き家対策によるまちづくりの支援について

(経済産業省、国土交通省、総務省)

富山市及び高岡市では、国の認定を受けた第4期中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の魅力創出に取り組んでおり、その他の県内各地域においても、個性的で賑わいのあるまちづくりへの取り組みが進められている。

加えて、「富山県成長戦略」において、市街地のまちづくりでは、住民が自由で自主的な事業活動を営める余地を残すとともに、「ハッカブル」な市街地空間を維持することを目指している。

また、県内では、少子高齢化・人口減少社会の到来や景気の低迷等により空き家・空き建築物が増加してきており、景観・環境・防犯上の問題が懸念されている。これらの課題を解決するために、県では市町村及び民間関係団体と連携して、空き家や跡地の利活用、老朽危険空き家等に対する是正措置等の対策に取り組んでいる。

国においては、中心市街地や商店街の活性化、地域の実情に応じた空き家の活用拡大や除却促進に取り組まれているところであるが、特に地方都市においては、コンパクトなまちづくりが求められ、市街地再開発事業等により、更に都市基盤施設や良好な住空間等を整備していく必要がある。

このような地方都市の実情を踏まえ、まちづくりの取り組みの更なる推進のため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 富山市及び高岡市の第4期基本計画に掲げる市街地再開発事業等による市街地の整備改善、まちなかの交流人口の拡大や商業活性化のための事業等への支援策の充実及び必要な予算の確保
- 2 中心市街地や商店街の機能活性化や賑わい創出を図るための事業に必要な予算の確保・拡充及び早期の情報提供
- 3 空き家の利活用による移住など地域活性化、空き家の適正管理や除却を推進するための市町村の取り組みに必要な予算の確保

43 環日本海・アジア地域・米国等との経済交流及び物流の活性化について

(経済産業省、国土交通省、農林水産省、日本貿易振興機構)

グローバル化が進展する中、県内企業が今後も活力を維持していくためには、環日本海諸国だけでなく、成長が著しいインドなどアジア地域や米国などとの経済交流を拡大させていくことが重要である。

また、物流については、国際拠点港湾伏木富山港の利用を促進するとともに、県内トラック運送では、適正化・生産性向上をさらに進めることで、本県の物流の更なる活性化につなげていく必要がある。

については、環日本海・アジア地域、米国等との経済交流、物流の活性化が一層図られるよう、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 高品質な製品や先端技術を有する中小企業の海外進出や輸出促進、海外企業等とのマッチングに対する支援の充実
 - (1) 海外ミッション派遣事業の充実
 - (2) バイヤー招へい事業の拡充
 - (3) 国内での国際見本市開催への支援
 - (4) ECを活用した海外展開への支援の充実

- 2 物流の活性化に向けた支援の充実
 - (1) 国際フィーダー航路を活用した国際コンテナ戦略港湾への集貨の取組みの推進
 - (2) 伏木富山港の利用促進に係る取組みへの支援
 - (3) 物流の革新や持続的成長に向けた取組みの着実な推進と、それを促進する地方自治体の取組みへの支援

44 デザインの振興について

(内閣官房、経済産業省、文部科学省)

本県では、ものづくりにおけるデザインの重要性に早くから着目し、1999年に県総合デザインセンターを設置して県内産業の商品開発等をデザイン面から支援するとともに、デザイン人材の育成、確保に取り組んでいる。

これまでに多様な業種の人材が連携交流して新事業を創出する拠点「クリエイティブ・デザイン・ハブ」やVR技術の活用により効率的なデザイン検証を可能とする施設「バーチャルスタジオ」を県総合デザインセンター内に整備してきた。

また、ものづくり産業のDX化に対応した支援機能を拡充するため、高性能デジタル工作機器やオンライン配信機材、オンライン相談システムの整備など、県内産業が時代の変化をチャンスと捉え積極的に挑戦出来る体制を強化してきたところである。

近年は、成長が期待されるサーキュラーエコノミー（循環経済）構築について、デザインに精通したクリエイティブ人材を活用し、異業種連携による新たな価値創出を目指している。

については、次の事項に各段の配慮を願いたい。

- 1 先端技術とデザインの融合による新商品開発・新事業創出に向けたスタートアップの調査研究や試作品製作などへの支援
- 2 産業振興を支えるデザイン人材の育成・確保に関する取り組みへの支援
- 3 クリエイティブ人材を活用した県内ものづくり産業の新たな価値創出に関する取り組みへの支援

45 北陸新幹線の整備促進について

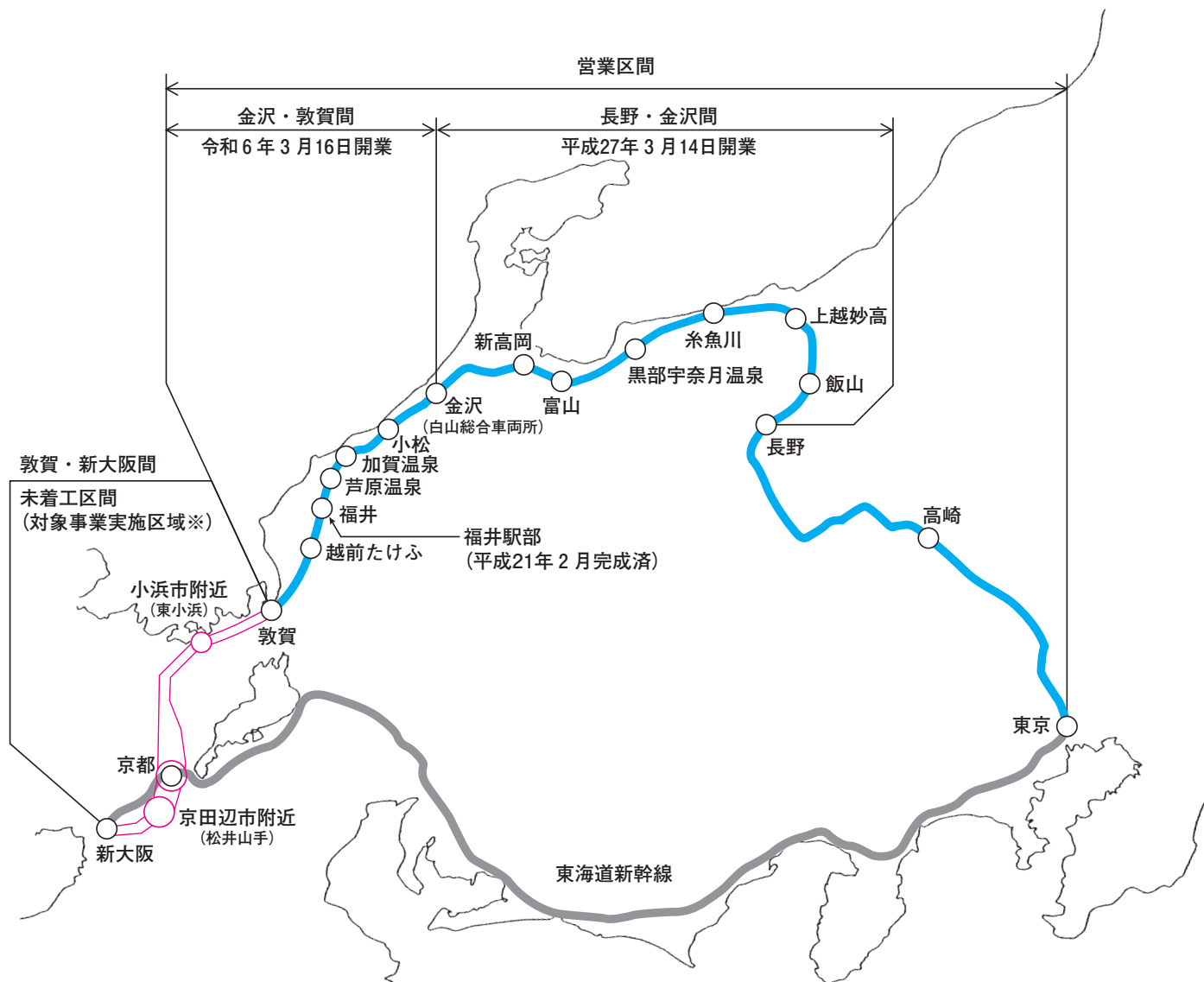
(国土交通省、財務省、総務省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として国土の均衡ある発展に不可欠なものであり、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

また、大規模災害時等においては東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、豪雪などの災害に強く信頼度の高い社会インフラでもあることから、日本海国土軸の形成に必要な不可欠な国家プロジェクトとして、大阪までの全線整備を早期に実現する必要がある。については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 敦賀・新大阪間について、東海道新幹線の代替補完機能の確立による災害に強い国土づくり、広域観光や地方創生に資することから、環境アセスメントを丁寧かつ速やかに進めること
また、ルート再検証を速やかにまとめ、大阪までの早期全線整備を図ること
- 2 敦賀・新大阪間の着工のため、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保（前倒し活用や算定期間の延長等）、既設新幹線譲渡収入や鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金の活用、必要に応じ財政投融资の活用等により必要な財源を確保され、整備スキームを見直すこと
- 3 地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないように、コスト縮減や国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講じること
- 4 全線開業までの間、敦賀駅において新幹線と在来線特急との乗換が生じることから、北陸と関西・中京間の円滑な流動を確保するため、利用者の利便性確保と負担軽減を図ること
- 5 「かがやき」については、定期列車が全列車停車とされた富山駅以外の新高岡駅等県内駅についても、流動頻度の高い時間帯等について、定期列車の停車や臨時列車の増便・停車となるよう、また、「はくたか」については、定期列車の増便、臨時列車の黒部宇奈月温泉駅への停車について、配慮いただきたいこと

「北陸新幹線」 駅・ルート図



※令和元年11月26日に鉄道・運輸機構が公表した環境影響評価方法書に示された概略の路線図を修正したもの。

46 富山きときと空港における航空ネットワークの充実と冬季就航率の向上について

(国土交通省)

富山きときと空港は、北陸・飛騨・信越地域の空の玄関口として、2つの国内定期路線（羽田・札幌）と4つの国際定期路線（ソウル・大連・上海・台北）によって各都市と結ばれ、環日本海・アジア交流の拠点空港としての機能充実と就航率の向上が期待されており、本年4月から混合型コンセッションを導入し、官民連携による空港の活性化の取組みを進めている。

こうしたなか、本空港の基幹路線である富山ー羽田便については、北陸新幹線開業後、大変厳しい状況が続いており、官民挙げた利用促進に取り組んでいるところである。また、国際定期便が運休となっていることから、空港業務の安定的な人材の確保にも苦慮している。

これらの路線は、本県と全国、世界との交流、本県の未来創生を支える極めて重要な役割を担っており、北陸・富山への新たな旅客需要や羽田経由の国内外乗継需要を取り込みながら、便数維持や飛行時間短縮のための飛行経路の効率化を図ることが重要である。また、混雑空港等における地方空港の発着枠の確保等により地方都市間の路線新設に取り組む必要がある。

さらに、国際路線についても、新規路線開拓やチャーター便の誘致を図ることにより、航空ネットワークの充実に取り組むことが本空港にとって極めて重要である。

加えて、本空港では、冬季において雪による視界不良等により欠航便が多数発生しており、更なる就航率向上への取組みが不可欠である。

については、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

1 国内外の航空ネットワークの充実

- (1) 富山ー羽田便、富山ー札幌便の便数維持及び利便性向上、関西・九州などへの新規路線開設、国際路線の開設及び利用促進並びに格安航空会社（LCC）・リージョナルジェットの活用による航空ネットワーク充実に向けた取組みへの支援
- (2) 飛行時間短縮のための飛行経路の効率化等による富山ー羽田便の利便性向上に向けた取組みへの支援
- (3) 空港業務における人材確保等への財政的支援の継続及び拡充

2 冬季就航率の向上

現在、鋭意開発が進められているGPSを活用した新たな着陸誘導システム（可搬型GBAS）の開発促進と富山空港への早期導入

47 地域公共交通の維持・活性化について

(国土交通省)

県民や県外からの来訪者にとって重要な移動手段である地域公共交通は、燃油価格の高騰等の影響や深刻な人手不足により厳しい状況に置かれている。本県では、持続可能な地域公共交通を確保するため、地域公共交通計画を策定した。計画では、地域交通サービスを「公共サービス」と位置付け、自治体・県民の役割を、事業者への側面支援から、自らの地域に対する「投資」「参画」へと舵を切り、積極的に取組みを進めることとしている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 自治体や県民、交通事業者など地域の関係者の連携の下、利便性の高い持続可能な地域公共交通を実現するため、
 - (1) 運行頻度の維持改善、MaaSの推進等の新たなサービスの創出など、サービスレベルの確保・向上のための取組みに対して支援を行うこと
 - (2) バリアフリー化、ICTを活用した情報提供等のDX化やデジタルデバインド対策、電動車の導入等のGX化など、まちづくりと連携した取組みに対する支援の充実を図ること
 - (3) 交通空白地等において地域の関係者の共創により取り組む移動サービスに対して、助言や財政支援を行うこと
 - (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議で求められた、通学定期等の社会政策に係る費用を交通事業者が負担していることを踏まえた文教や福祉分野における交通事業者支援のための仕組みを検討すること
- 2 厳しい状況にある地域公共交通のサービスの継続を支えるため、
 - (1) 燃油価格の高騰による、経営状況への影響の拡大が懸念される交通事業者に対し、燃油価格を適切に反映した補助単価を設定するなど補助制度の継続・拡充により、十分な財政支援を行うこと
 - (2) バス路線やデマンド交通等の生活交通を地域の実情に応じて支援できるよう、地域間幹線系統や地域内フィーダー系統に対する補助金等について、制度の充実と十分な予算確保を図ること
また、制度の見直しにあたっては、地方の意見や実情を十分に踏まえた上で、見直しを行うこと
 - (3) バス運転手等地域公共交通の担い手不足の解消に対する支援制度の充実と十分な予算確保を図ること
- 3 自動運転など、地域公共交通の確保・維持に資する新技術について、開発や導入・普及を推進するとともに、補助制度の継続・拡充を図ること

48 JR城端線・氷見線の再構築の推進について

(国土交通省、総務省、財務省)

JR城端線・氷見線については、県、高岡市、氷見市、砺波市、南砺市、JR西日本、あいの風とやま鉄道が申請した鉄道事業再構築実施計画が、改正地域公共交通活性化再生法施行後第1号の計画として国土交通大臣の認定を受けている。

計画では、利便性・快適性の向上に向け、新型鉄道車両の導入、運行本数の増、高岡駅での両線の直通化やまちづくり、観光施策との連携などに取り組み、事業主体をあいの風とやま鉄道に変更することとしており、現在、全駅での交通系ICカードのサービスを開始したほか、新型車両や各鉄道施設の設計等を進めているところである。今後は、計画に基づく新型車両やレール・まくら木交換などの整備が本格化する。

については、計画の実現に向けて次の事項について、格別の配慮を願いたい。

- 1 再構築事業の計画的な実施及び地方の財政負担の軽減を図るための十分な予算の確保
- 2 再構築事業に対する税財政措置の安定的な確保及び充実

49 並行在来線を含む地域鉄道等への支援の充実について

(国土交通省、総務省、財務省)

本県の並行在来線は、日常生活を支える重要な路線であるとともに、広域・幹線物流ネットワークを支える重要な役割を担っており、国の責任において運営会社を支援し、経営安定を図る必要がある。

また、その他の地域鉄道等についても、日常生活を支えるため安全性の確保や利便性・快適性の向上を図りながら、維持活性化していくことが重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 並行在来線を将来にわたって持続可能なものとするため、
 - (1) 並行在来線の設備投資等について、並行在来線の支援のために設置する基金への地方公共団体の拠出についても、地方財政措置の対象とするとともに税制上の優遇措置の拡充などの仕組みを確立すること
 - (2) JRが鉄道・運輸機構に支払う貸付料には、JRが並行在来線を経営しないことによる赤字解消相当分も含まれていることなどから、並行在来線の維持・活性化の財源として活用すること。また、貨物調整金制度については、旅客列車の増便が貨物線路使用料の減少に繋がらない仕組みとすることや令和13年度以降の制度の見直しに適切に対応すること
- 2 県内の交通ネットワークの充実と利用促進を図るため、
 - (1) 並行在来線とJRとの乗継割引をはじめとする他の交通機関等との連携など利用促進策に対して支援すること
 - (2) 特急ひだ（富山～高山間）の増便など広域交通の利便性向上及び利用実態等のデータの提供・取得に係るJRとの協議に対する支援を行うこと
 - (3) MaaSアプリ等による決済や全国相互利用可能な交通系ICカードの導入、車両導入（既存車両の廃車要件の見直し）、列車の増便など、利便性・快適性向上に資する取組みに対して支援すること
 - (4) バリアフリー化については、補助要件のさらなる緩和や十分な予算の確保を図ること
 - (5) 地域公共交通計画に基づく鉄軌道利用者の利便性向上を図るために行う施設整備に対する支援制度を創設すること
- 3 安全輸送施設等の修繕・改良、車両の検査・更新など鉄軌道の安全性・快適性向上に係る予算の確保及び支援の充実、災害復旧に係る支援制度の拡充を図ること

50 都市基盤整備の推進について

(国土交通省)

人口減少・少子高齢化の進行を見据え、快適で活力あるコンパクトな都市づくりを推進する必要がある。

については、資材価格の高騰や賃金水準が上昇するなか、駅南北の分断を解消し、防災・減災機能の向上にも寄与する富山駅付近連続立体交差事業の進捗を強力に図るなど、次の都市基盤の整備について格段の配慮を願いたい。

1 富山駅周辺の整備

(1) 富山駅付近連続立体交差事業の促進

富山地方鉄道本線、あいの風とやま鉄道線

(2) 駅周辺のアクセス道路等

(都) 富山駅横断東線、(都) 堀川線

2 街路の整備

(1) 公共交通を支援する道路の整備

(都) 東岩瀬線 ほか

(2) 中心市街地の活性化を支援する道路の整備

(都) 高岡駅波岡線 ほか

3 良好な住環境やまちの中心拠点の整備

(1) 土地区画整理事業

黒部市三日市保育所周辺地区 ほか

(2) 都市構造再編集中支援事業

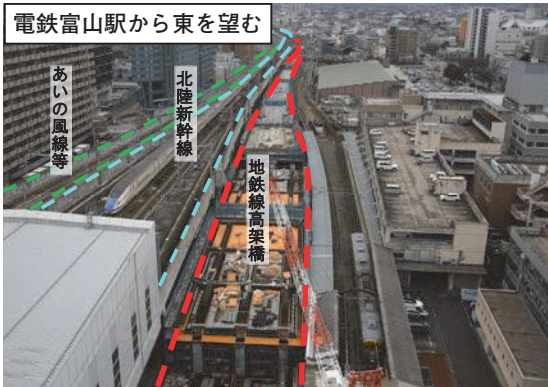
朝日町中心市街地地区 ほか

4 都市公園の整備

都市にうるおいとやすらぎを与え、災害時には避難地や防災拠点ともなる都市公園の整備

富山県総合運動公園、砺波チューリップ公園 ほか

富山駅周辺の整備



- 富山地方鉄道本線の高架化
- 駅周辺のアクセス道路の整備

都市計画道路 高岡駅波岡線



- 無電柱化により快適な歩行空間を確保
- 魅力ある都市景観の形成により、観光客の増加等、中心市街地活性化に寄与
- 災害時の電柱倒壊や電線切断などの危険性を除去

51 地方創生や国土強靱化に向けた道路整備の促進 について

(国土交通省)

道路は、県民生活や経済活動を支える基礎的な社会資本であり、安全・便利で快適な生活が営めるよう高規格道路から生活道路まで、体系的な道路整備を進めている。

本県では、観光振興、産業・地域活性化の取組みを加速し地方創生を実現させるとともに、頻発する災害を踏まえ、強靱な国土づくりを目指すうえでも、道路の整備促進に取り組んでいる。

については、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、地方の財政負担率は現行の補正予算を含めた水準を維持しつつ、別枠で必要な予算・財源を当初予算として確保するとともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 高規格道路等の整備促進

(1) 能越自動車道

輪島市までの早期全線開通

地方の意見を踏まえた国等による一元的管理

福岡PAのIC化など利用者の利便性向上対策

(2) 高規格道路

富山高山連絡道路(猪谷楡原道路、大沢野富山南道路)

富山外郭環状道路(豊田新屋立体、中島本郷立体)

高岡環状道路(六家立体、県道高岡環状線、北側区間)

(3) 北陸と関東を結ぶ広域道路

中部縦貫自動車道、北アルプスゴールデンルート

(4) 一般国道、県道及び市町村道

国道8号(入善黒部バイパス、倶利伽羅防災、
富山朝日防災)

国道415号(新庄川橋、氷見羽咋防災) ほか

2 安全・安心のみちづくりの促進

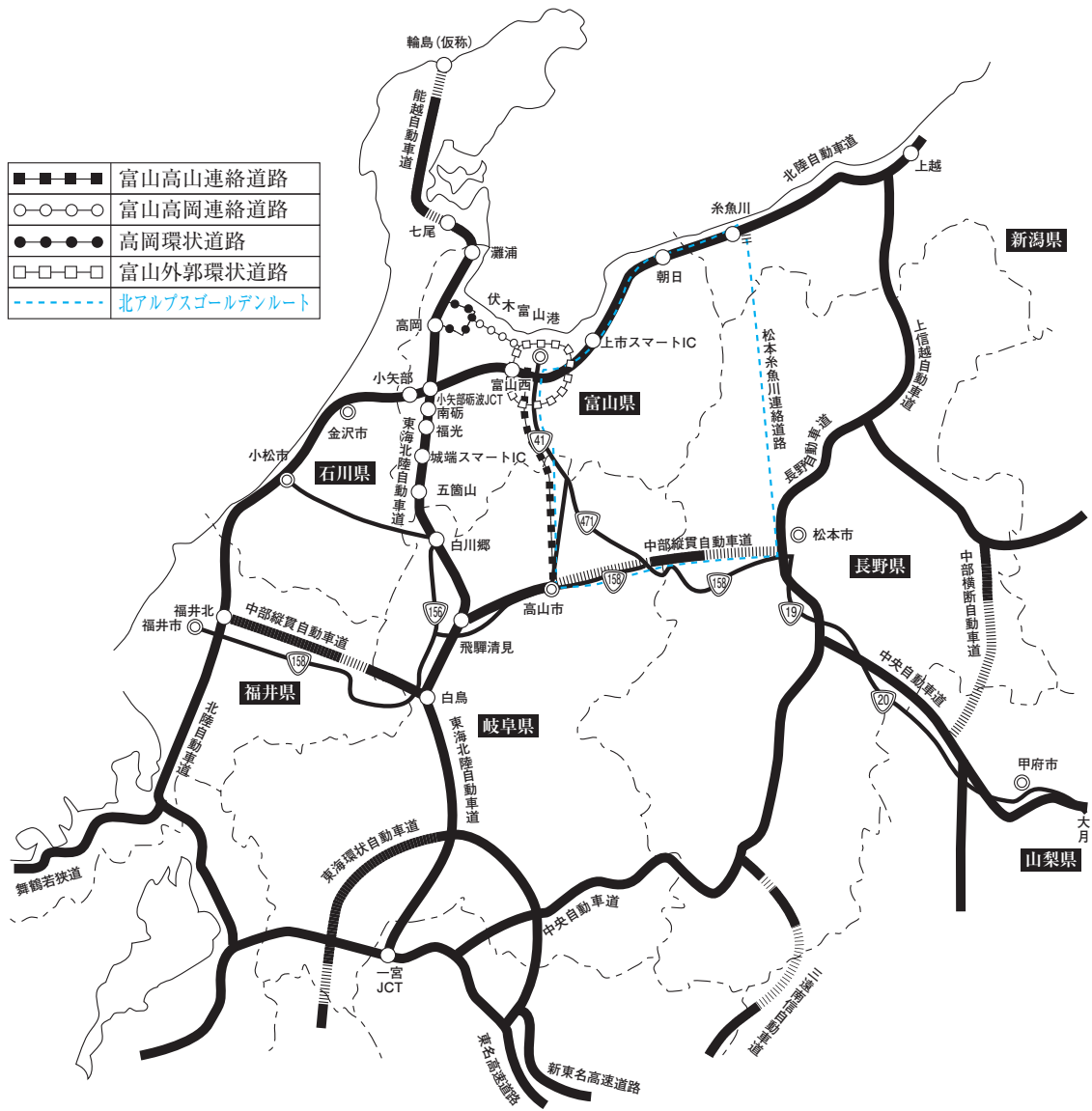
(1) 通学路対策など交通安全施設の整備

(2) 落石、雪崩などに対する防災対策施設の整備や災害防除 事業における個別補助事業の制度拡充

(3) 県境道路の整備

(4) 道路施設の老朽化対策等

(5) 十分な除雪予算の確保や除雪機械・消雪施設の更新等



富山外郭環状道路 豊田新屋立体
(現道 (国道8号) 状況)



高岡環状道路 (県道高岡環状線)
(整備状況)

52 東海北陸自動車道の全線四車線化について

(国土交通省、財務省)

本県は、日本海側の中心に位置し、北陸新幹線や高速道路、空港などにより各県、地域を結び、環日本海地域をはじめ世界をもつなぐ「北陸の十字路」である。この地理的な優位性を活かし、地域間の連携を強め、飛躍する富山の創造を目指している。

この実現には、南北に各県、地域を結ぶ東海北陸自動車道を全線四車線化し、日本海国土軸と太平洋新国土軸との連携を強化することが不可欠である。

県内区間では、全て四車線化が進められ、段階的に供用が図られてきており、昨年10月には、白川郷 I C～五箇山 I Cの真木トンネルを含む区間約2.8kmが完成した。

事業中区間の整備促進に加え、残る飛驒トンネルを含む区間を早期事業化し、全線四車線化の実現に繋げていきたい。

については、次の事項について格段のご配慮を願いたい。

1 整備促進

- ・福光 I C～南砺スマート I C間
- ・五箇山 I C～城端スマート I C間
- ・白川郷 I C～五箇山 I C間
- ・飛驒清見 I C～白川郷 I C間の飛驒清見付近の約4 km

2 早期事業化

- ・飛驒清見 I C～白川郷 I Cの飛驒トンネルを含む区間約19km

東海北陸自動車道 飛驒清見IC～小矢部砺波JCT

令和元年9月10日「高速道路における安全・安心基本計画」4車線化の優先整備区間に飛驒清見IC～南砺SIC間64kmが選定



53 災害につよく強靱な県土づくりに向けた 防災・減災対策の推進について

(国土交通省、農林水産省、経済産業省)

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、本県においても令和5年や7年の豪雨及び令和6年能登半島地震により甚大な被害が発生している。こうした中、本県では災害から県民の生命と財産を守り、県のさらなる成長に繋げるため、治水・土砂災害対策や老朽化対策など「令和の公共インフラ・ニューディール政策」に取り組むとともに、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を推進している。

については、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、地方の財政負担率は現行の補正予算を含めた水準を維持しつつ、別枠で必要な予算・財源を当初予算として確保するとともに、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 流域治水の推進

- (1) 河川改修事業 神通川(国直轄)、庄川(国直轄)、地久子川、鴨川 ほか
- (2) 堰堤改良事業 白岩川ダム ほか
- (3) 農村地域防災減災事業 針山口六ヶ用水一期地区 ほか
- (4) 下水道事業 松川第二排水区、石瀬排水区 ほか

2 土砂災害対策等の推進

- (1) 砂防事業 立山砂防(国直轄)、池川 ほか
- (2) 治山事業 常願寺川地区(国直轄)、上百瀬地区 ほか
- (3) 地すべり対策事業 胡桃地区、虫谷地区、中瀬2期地区 ほか
- (4) 急傾斜地崩壊対策事業 本江(2)地区 ほか

3 海岸保全対策の推進

- 海岸侵食対策事業等 下新川海岸(国直轄)、富山海岸魚津港海岸、水橋漁港海岸 ほか

4 地震・津波対策の推進

- (1) 海岸・港湾・漁港施設における地震・津波対策の整備推進
- (2) 橋梁の耐震化や緊急輸送道路となる道路ネットワーク等の整備推進

5 公共土木施設などの長寿命化・老朽化対策の推進

- (1) 道路施設、海岸・港湾・漁港施設、河川管理施設、農業水利施設、上下水道施設、工業用水道施設などの長寿命化等の戦略的維持管理・更新の実施
- (2) 土木技術者の担い手確保・育成に向けた取組への支援及び業務効率化に向けたICT等のデジタル新技術の開発や活用の推進

6 流木対策の推進

- 溪流等における流木対策施設の整備
神通川水系砂防(国直轄)、寺谷敷谷川、干谷川地区 ほか

記録的短時間豪雨による越水氾濫



白岩川 [令和5年6月 立山町]

県内初の線状降水帯に伴う土砂災害
民家背後の斜面崩壊



砂子谷 [令和5年7月 南砺市]

集中豪雨による市街地の浸水被害



地久子川 [平成24年7月 高岡市]



富山市長江 [令和4年8月]

山腹崩壊による土砂災害



谷内谷 [平成29年1月 南砺市]

高波（寄り回り波）による災害
防波堤を乗り越える高波



下新川海岸 [平成20年2月 入善町]

54 利賀ダムの建設促進について

(国土交通省)

一級河川庄川では、昭和51年の台風17号や平成16年の台風23号による出水など幾度も洪水による大きな被害が発生しており、早期の治水対策が強く求められている。

このため、国による利賀ダムの建設が平成5年度から進められている。

利賀ダム建設事業については、国において、平成22年9月からダム事業の検証が行われた結果、平成28年8月に事業を継続するとの対応方針が決定されたところであり、将来、国道471号利賀バイパスの一部となる利賀トンネルなどの整備が進められるとともに、令和5年度には、ダム本体工事に着手された。

利賀ダムは、庄川水系河川整備基本方針に定められた150年に1回程度発生する洪水に対応できる治水安全度を確保するために計画された。

また、沿川の全ての市長がダム本体の早期整備を強く要望しており、近年、集中豪雨等による災害が全国的に頻発していることから極めて重要である。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 沿川住民の生命と財産や地域の安全を守るため、計画的かつ1日も早い完成を図ること
- 2 事業執行の効率化やコスト縮減をより一層進め、総事業費の抑制に最大限努めること
- 3 「第一次国土強靱化実施中期計画」に基づく予算を最大限確保し、地方の財政負担の軽減に十分配慮すること

55 「国際拠点港湾」伏木富山港の機能強化・老朽化対策等について

(国土交通省)

「国際拠点港湾」伏木富山港は、対岸諸国のみならず東南アジア等の成長力を我が国に取り込む重要な役割を担うとともに、太平洋側港湾の代替港としての強化や脱炭素社会への貢献が求められている。このため、環日本海地域をはじめ世界をもつなぐ「北陸の十字路」構想の実現に向け、本港のさらなる機能強化を図る必要がある。

また、港湾施設の老朽化が進み、維持管理や更新費用の増大が見込まれ、能登半島地震の影響を踏まえた計画的・効率的な管理運営を図るほか、運河整備による親水空間の創出を図る必要がある。

さらに、新川地域の海上輸送拠点である魚津港の機能強化や老朽化対策、海岸整備による防災対策、富岩運河等のダイオキシン類対策を推進する必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 「国際拠点港湾」伏木富山港の整備
 - ・新湊地区
国際物流ターミナル北4号岸壁の延伸、
新湊大橋の機能確保（予防保全）及び監視機能強化、
泊地（-10m）浚渫、新港大橋の耐震対策
 - ・伏木地区
伏木外港の岸壁等整備、北防波堤の老朽化対策、
臨港道路伏木外港1号線、外港緑地の整備、
伏木港大橋の老朽化対策
 - ・富山地区
西防波堤の老朽化対策、
富岩運河・住友運河の遊歩道整備
 - ・カーボンニュートラルポート形成実現への支援
 - ・循環経済（サーキュラーエコノミー）における海上輸送
拠点形成への支援
 - ・国有港湾施設の国の負担による維持管理 ほか
- 2 魚津港の整備
 - ・臨港道路（橋梁）の耐震対策、岸壁等の老朽化対策
- 3 海岸の整備
 - ・伏木富山港海岸、魚津港海岸の海岸侵食対策 ほか
- 4 ダイオキシン類対策の推進



56 日本海側の国際拠点港湾を担う伏木外港の岸壁等整備について

(国土交通省)

伏木富山港の伏木地区では、船舶の大型化への対応等を図るため外港整備に取り組んできており、防波堤や岸壁の整備に加え、物流機能強化のための臨港道路、耐震強化岸壁のほか、緑地や大型クルーズ船に対応した係留設備の整備を進めてきている。

しかしながら、伏木外港では、カーボンニュートラルに向けた国際的な低炭素化の流れから、令和4年7月に運転開始したバイオマス発電所で使用する木質ペレットの取扱貨物量の増加や、金属くずの取り扱いについても増加が見込まれ、令和4年11月から万葉1号岸壁での石油製品の受入れ開始に伴い、石油製品以外を取扱う岸壁やヤードが不足している。

さらに、木質ペレット、原塩等を輸送する船舶の大型化による物流の効率化や安定した原材料の調達等を図るため、伏木外港を日本海側の輸送基地拠点とする検討も進められており、これに伴う滞船の増加やふ頭用地の不足が懸念される。

このような状況を踏まえ、伏木外港において、より多くの貨物船の同時接岸を可能とし、円滑な物流機能を確保し、安定した経済活動に繋げる必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

伏木外港の岸壁延伸、泊地及びふ頭用地等整備の早期事業化



57 戦略的な観光地域づくりとインバウンド誘客の推進について

(国土交通省、内閣官房、文部科学省)

本県では、富山県観光振興戦略プランに基づき、選ばれ続ける観光地の実現に向けた取組みを進めており、高付加価値な観光コンテンツの創出など、登録DMOである（公社）とやま観光推進機構等と連携し官民一体となって、観光消費の増大と、観光振興による地域経済の活性化を目指している。

また、訪日外国人旅行消費額が拡大する中、観光を地域経済の発展をリードする戦略産業とするためには、インバウンドの戦略的な地方誘客の推進が重要であり、高付加価値な観光地域づくりや地域の観光資源を活用したプロモーション、近隣県と連携した広域的な取組み等により、誘客促進に努めている。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 インバウンドにも対応した高付加価値な観光地域づくりへの支援
 - (1) 長期滞在や高単価の客層の誘致にもつながる、上質で利便性の高い受入環境整備への支援
 - (2) 消費額の拡大や地方誘客の促進による需要分散を図るための取組みや、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地」への集中的な支援
 - (3) グローバル化や多様なニーズに対応できる人材育成への支援
 - (4) 観光におけるDXの普及、加速化に向けた取組みへの支援
- 2 JNTOによる地方誘客促進のための戦略的なプロモーションの充実
- 3 自治体、DMO、民間事業者等が連携して実施する広域周遊観光を促進する取組みや情報発信等に対する継続的な支援
- 4 国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金等による地方への配分
- 5 観光立国に向けた意欲的な自治体の取組みに対する重点支援
- 6 文化財の観光資源としての活用への支援
- 7 クルーズ客船プロモーションの推進
- 8 国際会議の誘致促進

58 「立山黒部」の高付加価値化の推進について

(国土交通省、内閣官房、環境省、農林水産省)

富山県では、「立山黒部」の持つ自然・歴史・文化・産業・防災といった多種多様な魅力をより一層磨き上げ、「立山黒部」を世界水準の「滞在型・体験型」の山岳観光地とするため、様々なプロジェクトを推進している。

また、60年来の課題であった「黒部ルート的一般開放・旅行商品化」については、令和6年能登半島地震の影響で黒部峡谷鉄道が全線開通できないことに伴い、「黒部宇奈月キャニオンルート」としての開始は延期となっているが、黒部峡谷鉄道が全線開通すれば速やかに開始するとともに、新たな観光ルートの形成が立山黒部エリアはもとより、県内全域に波及効果をもたらすよう準備を進めている。

さらには、中部山岳国立公園内の立山室堂や黒部峡谷など、観光客等が多く訪れる地域においては、老朽化した施設の改良や登山道等の再整備、インバウンドにも対応した案内看板等、国交付金事業の活用により、施設整備を着実に実施する必要がある。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 黒部宇奈月キャニオンルート、立山砂防、布橋灌頂会などの「防災・産業」、「歴史・文化」を素材とした観光商品化や旅行商品の磨き上げへの支援と、能登半島地震の被災状況に応じた観光コンテンツ造成への支援
- 2 称名滝を十分眺望でき、観光客の満足度を高めるための施設を国において整備
- 3 国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針において示された「さらなる高みを目指した集中的な取組」の「立山黒部」での推進
- 4 国立公園と国有林の連携事業において重点地域に選定された「中部山岳国立公園」について、自然保護と利用の両立に向けた取組の推進
- 5 ICTを活用した旅行者の利便性向上等への支援
- 6 中部山岳国立公園内の登山道整備、英語表記や山岳トイレなどの整備・更新の推進

59 カーボンニュートラルの実現に向けた 省エネルギー・再生可能エネルギー対策や 新エネルギー資源開発の推進について

(環境省、経済産業省、国土交通省、総務省)

本県では、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す「富山県カーボンニュートラル戦略」を策定し、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限の導入等に向けた取組みを進めており、目標の達成に向けて、取組みのさらなる強化が必要である。

また、新エネルギー資源の開発等について、水素の需要の拡大を進めるため、官民が一体となり、複数の輸送手段を組み合わせたコンテナ輸送実証事業に取り組んでいるほか、地熱発電について、開発を目指して粘り強く取り組んでいるところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 カーボンニュートラルに資する技術革新や、デコ活、熱中症対策などに関する全国規模での普及啓発の促進及び脱炭素先行地域の取組みなど地方自治体への支援の拡充
- 2 再生可能エネルギーの地域共生のための技術的助言等の支援及び温室効果ガス排出量の推計値などの速やかな情報提供
- 3 温室効果ガス削減に係る段階的な目標の達成に向け、国民の行動変容を確実に促していくため、環境保全基金に代わる国と地方が一体となった啓発を推進する新たな支援制度の創設
- 4 立山温泉地域の資源調査や魚津地域でのバイナリー発電導入をはじめとした地熱開発の推進に向け、資源調査に係る補助制度や買取制度の充実のほか、資源探査精度向上や掘削・建設費用の縮減に資する技術開発の促進
- 5 小水力発電に係る適正な買取価格の設定や洋上風力発電に係る技術開発・関係者との調整等、地域特性を活かした再生可能エネルギーの普及・導入促進に関する支援の充実や系統への接続可能量の更なる拡大
- 6 水素社会の実現に向けた、製造から貯蔵・輸送、利活用までの水素サプライチェーンの構築のため、水素ステーションの設置・運営に係る補助制度の充実や規制改革の着実な推進、FCV（燃料電池自動車）の普及に係る補助制度の充実と継続
- 7 日本海側における表層型メタンハイドレートの資源量全体を把握するための調査の実施や回収・生産技術の開発の促進

60 クマ対策の強化など野生鳥獣管理・被害対策の推進について

(環境省)

昨年、全国的にクマによる死者数が過去最悪となる中、本県においても、ツキノワグマの大量出没とそれに伴う人身被害が発生し、県民の安全安心の確保のため、その対策は喫緊の課題となっている。

また、日本を代表する山岳観光地である中部山岳国立公園の立山室堂においてもツキノワグマの目撃が相次いでおり、利用者の安全・安心を確保する万全の体制が必要である。

さらには、ニホンジカとイノシシの個体数は引き続き高い水準にあり、農林業や生活環境、自然環境への被害、イノシシの豚熱（CSF）感染が依然として発生するなど、捕獲の強化が急務である。

については、本県のクマ対策を含む野生鳥獣管理の推進を図るため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

1 ツキノワグマ

(1) 指定管理鳥獣対策事業交付金の確保・充実

- ・暫定的な捕獲目標数などを内容とする国のクマ被害対策ロードマップを踏まえ、捕獲強化、出没防止対策や生息環境整備など、必要なクマ対策が十分実施できるよう継続事業も含めた予算の確保
- ・クマ対策等を担う専門人材（指定管理鳥獣管理専門人材）の雇用2年目以降の定額助成の継続

(2) 国における効果的・効率的な捕獲技術の開発

(3) 国が新たに配置したクマ対策専門官などが主体となった地域個体群の円滑な広域管理の推進

(4) クマの捕獲等を実施するハンターの確保・育成への支援

(5) 立山室堂など国立公園におけるクマ出没時の利用者の安全確保や、人身事故発生時におけるクマの捕獲及び利用者の緊急避難対応など、安全管理対策の強化

2 ニホンジカ、イノシシ

- ・計画策定や効果的捕獲、担い手の育成、豚熱対策としての捕獲の強化など、野生鳥獣管理の推進を図るための事業の予算の確保

61 環日本海地域の環境保全施策(漂着ごみ、生物多様性等)の推進について

(環境省、外務省、国土交通省)

環日本海地域の環境を保全するため、本県では、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の地域調整部(RCU)を支援するとともに、特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)に指定されている(公財)環日本海環境協力センター(NPEC)と連携して、環日本海地域の自治体等にも参加を呼びかけ、海岸生物調査やマイクロプラスチックを含む海岸漂着物の調査と発生抑制に向けた環境学習・啓発などに継続的に取り組んできた。

一方、海洋プラスチックごみ汚染に対して法的拘束力のある国際枠組みの検討が進められていることなどから、本県でも本年3月に改定した富山県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、本県の海岸漂着物の多くを占める陸域からのプラスチックの流出対策を強化することとしている。

このほか、日本海沿岸で確認されている外国語表記のある注射器などの漂着物について、海岸利用者等が危害を受けないよう実態把握を進めるとともに、関係国に働きかけを行う必要がある。

については、環日本海地域の環境保全施策を一体的に推進するため、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 北西太平洋地域海行動計画地域調整部富山事務所及び地域活動センターへの支援の確保等
- 2 海洋ごみ、生物多様性、気候変動などの国際的な環境問題について環日本海地域の産学官が連携して実施する環境学習・啓発などの取組みへの支援と国における対策の充実
- 3 海岸管理者、市町村等が実施する海岸漂着物等の発生抑制や、緊急的な対応も含む回収処理に対する財政支援のための十分な予算の確保と充実のほか、海洋プラスチックごみ削減のための代替素材の開発・普及促進や国民運動「プラスチック・スマート」の拡大
- 4 海外由来と疑われる危険な海岸漂着物などの全国的な漂着状況の把握、関係国に対する原因究明や対策の要請

